

遊佐町告示第168号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、第581回遊佐町議会定例会を令和7年9月9日遊佐町役場に招集する。

令和7年8月7日

遊佐町長 松永 裕美

第581回遊佐町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和7年9月9日（火曜日） 午前10時 開議（本会議）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

議長報告

組合議会報告

一般行政報告

教育行政報告

※新規請願事件の審議について

日程第 4 請願第2号 沖縄県南部地域からの土砂採取計画を中止し、遺骨収集の環境を守ることを国に求める意見書に関する請願

日程第 5 ※一般質問

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

☆

出欠席議員氏名

応招議員 12名

出席議員 11名

1番	遊	佐	亮	太	君	2番	伊	原	ひとみ	君		
3番	駒	井	江	美	子	君	4番	今	野	博	義	君
5番	渋	谷		敏	君	6番	本	間	知	広	君	
7番	那	須	正	幸	君	8番	佐	藤	俊	太郎	君	
9番	菅	原	和	幸	君	11番	斎	藤	弥	志夫	君	
12番	高	橋	冠	治	君							

欠席議員 1名

10番 土門治明君

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	松永裕美君	副町長	高橋務君
総務課長	鳥海広行君	企画課長	渡会裕君
産業課長兼農委事務局長	太田智光君	地域生活課長	太田英敦君
健康福祉課長	渡部智恵君	町民課長兼者	土門良則君
教育長	土門敦君	教育委員会長	荒木茂君
農業委員会会長	佐藤充君	選挙管理委員会長	小林栄一君
代表監査委員	本間康弘君		

☆

出席した事務局職員

事務局長 菅原潤 議事係長 船越早苗 主任 伊藤真吾

☆

本会議

議長（高橋冠治君） おはようございます。ただいまより第581回遊佐町議会9月定例会を開会いたしま

す。

(午前10時)

議長（高橋冠治君） 本日の議員の出席状況は、10番、土門治明議員が所用のため欠席、11番、斎藤弥志夫議員が遅参の報告がございます。その他全員出席しております。

なお、説明員としては全員出席しておりますので、ご報告いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

上衣は自由にしてください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により8番、佐藤俊太郎議員、9番、菅原和幸議員を指名いたします。

日程第2、本定例会の会期についてを議題といたします。恒例により、議会運営委員会、遊佐亮太委員長より協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、遊佐亮太委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（遊佐亮太君） おはようございます。第581回遊佐町議会定例会の運営について、去る8月19日、8月26日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり意見決定しましたので、ご報告いたします。

初めに、本定例会の会期については、本日9月9日から9月22日までの14日間といたしました。

審議日程につきましては、お手元に配付のとおりでございますが、本日は議会の構成を行い、次に諸般の報告として議長報告、組合議会報告、一般行政報告、教育行政報告を行います。次に、新規請願事件1件の審議を行い、その後、一般質問に入り、5人を予定しております。

第2日目の9月10日は、前日に引き続き一般質問を行い、5人を予定しております。続いて、令和7年度各会計補正予算4件及び事件案件2件を一括上程し、補正予算については恒例により補正予算審査特別委員会を構成し、審査を付託いたします。

第3日目の9月11日は、終日各常任委員会を行います。

第4日目の9月12日は、補正予算審査特別委員会をおおむね午後3時頃まで行い、その後本会議を閉会し、事件案件2件の審議及び採決、令和7年度補正予算審査結果報告及び採決を行います。続いて、条例案件5件、事件案件2件、令和6年度各会計歳入歳出決算6件を一括上程し、決算審査については恒例により決算審査特別委員会を構成し、審査を付託いたします。

第5日目の9月13日、第6日目の9月14日、第7日目の9月15日は週休日、祝日のため休会といたします。

第8日目の9月16日は、終日各常任委員会を開きます。

第9日目の9月17日は、終日各常任委員会を開きます。

第10日目の9月18日は、議案調査等のため休会といたします。

第11日目の9月19日は、終日決算審査特別委員会を開きます。

第12日目の9月20日、第13日目の9月21日は、週休日のため休会といたします。

第14日目の9月22日は、9月19日に引き続き決算審査特別委員会をおおむね午後3時頃まで行い、審査

を終了いたしたいと思います。その後、本会議を開会し、請願事件1件の審査結果報告及び採決、条例案件5件の審議及び採決を行います。続いて、令和6年度各会計の決算審査結果報告及び採決、事件案件2件の審議及び採決、人事案件5件の審議及び採決、発議案件3件の審議及び採決を行い、終了次第、第581回定例会を閉会したいと思います。なお、請願事件については、採択された場合、その意見書の発議のため、議事日程に発議案件を追加することとします。

議員各位のご協力をお願いいたします。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日9月9日より9月22日までの14日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は14日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告に入ります。

初めに、議長報告を行います。

議長報告

1 財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、町長より報告があった。

（1）令和7年7月15日付

令和6年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率

ア 実質赤字比率	黒字のためなし
イ 連結実質赤字比率	黒字のためなし
ウ 実質公債費比率	11.6%
エ 将来負担比率	40.7%
オ 資金不足比率	黒字のためなし

2 専決処分について

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分をした旨、町長より報告があった。

（1）令和7年8月19日付

専決第8号

町有自動車事故に係る損害賠償額の決定及び示談についての専決処分について

3 系統議長会について

（1）荘内・置賜両地方町村議会議長会合同研修会

ア 期 日	令和7年7月10日（木）～11日（金）
イ 場 所	小国町
ウ 内 容	（ア）研修

演題：クアーズテック合同会社の企業活動について

講師：クアーズテック合同会社

小国事業所所長 岡島 博之 氏

(イ) 現地視察

視察場所：クアーズテック合同会社 小国事業所内

4 議員の派遣について

会議規則第129条の規定により、議員を派遣した。

(1) 令和7年6月11日付

町村議会意見交換会

ア 期 日 令和7年7月30日 (水)

イ 派遣場所 山形市

ウ 参加議員 遊佐亮太議員、伊原ひとみ議員、駒井江美子議員、今野博義議員  
高橋冠治議員

(2) 令和7年7月4日付

庄内市町村議会議長会議員全員研修会

ア 期 日 令和7年8月4日 (月)

イ 派遣場所 酒田市

ウ 参加議員 全員

5 遊佐町議会委員会条例第8条第2項の規定に基づき、遊佐町議会活動等に関する調査特別委員会委員長より正副委員長の選任の報告があった。

(1) 令和7年7月24日付

遊佐町議会活動等に関する調査特別委員会委員長及び副委員長の選任報告について

委員長 遊佐 亮太

副委員長 那須 正幸

次に、組合議会報告を行います。

初めに、庄内広域行政組合議会について、小職より行います。

組合議会報告

令和7年9月9日

遊佐町議会

議長 高橋冠治 殿

庄内広域行政組合

議員 高橋冠治

組合議会報告について

組合議会が開催されましたので、次のとおり報告します。

記

1 招集日時 令和7年8月14日 (木) 午前10時30分

2 場所 三川町 なの花ホール

3 付議案件

(1) 認第 1 号 令和 6 年度庄内広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について

収入済額 17,718,599円

支出済額 15,118,902円

歳入歳出差引残額 2,599,697円

(2) 認第 2 号 令和 6 年度庄内広域行政組合庄内地方拠点都市地域事業特別会計歳入歳出決算の認定について

収入済額 21,200,000円

支出済額 21,200,000円

歳入歳出差引残額 0円

(3) 認第 3 号 令和 6 年度庄内広域行政組合青果市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

収入済額 140,478,306円

支出済額 116,018,513円

歳入歳出差引残額 24,459,793円

(4) 認第 4 号 令和 6 年度庄内広域行政組合庄内食肉流通センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について

収入済額 485,911,431円

支出済額 450,367,185円

歳入歳出差引残額 35,544,246円

(5) 議第 12 号 公立大学法人東北公益文科大学運営協議会の設置に関する協議について

(6) 議第 13 号 公立大学法人東北公益文科大学評価委員会の設置に関する協議について

(7) 議第 14 号 庄内広域行政組合監査委員の選任について

#### 4 審議の結果

認第 1 号～認第 4 号 原案認定

議第 12 号～議第 14 号 原案可決

以上であります。

次に、酒田地区広域行政組合議会について、議員を代表いたしまして 7 番、那須正幸議員より報告を願います。

7 番、那須正幸議員、登壇願います。

7 番 (那須正幸君)

組合議会報告

令和 7 年 9 月 9 日

遊佐町議会

議長 高橋冠治 殿

酒田地区広域行政組合

議員 佐藤俊太郎

議員 那須正幸

## 組合議会報告について

組合議会に出席しましたので、次のとおり報告します。

### 記

#### 8月定例会

1 招集日時 令和7年8月28日（木）午後2時30分

2 場 所 酒田地区広域行政組合議会議場

3 付議案件

（1）報第1号 令和6年度酒田地区広域行政組合会計繰越明許費繰越計算書の報告について

（2）報第2号 令和6年度酒田地区広域行政組合会計継続費精算報告について

（3）認第1号 令和6年度酒田地区広域行政組合歳入歳出決算の認定について

    収入済額 3,774,524,535円

    支出済額 3,682,618,464円

    歳入歳出差引残額 91,906,071円

（4）議第6号 令和7年度酒田地区広域行政組合会計補正予算（第1号）

    補正前の額 3,996,331千円

    補 正 額 89,553千円

    補正後の額 4,085,884千円

（5）議第7号 令和7年度酒田地区広域行政組合経費の分賦金の変更について

遊佐町分

    清掃費分担金 変更前 94,903千円

    変更額 176千円

    変更後 95,079千円

    消防費分担金 変更前 213,346千円

    変更額 896千円

    変更後 214,242千円

    消防費建設負担金 変更前 5,684千円

    変更額 △5,684千円

    変更後 0千円

（6）議第8号 酒田地区広域行政組合が処理する廃棄物の処分に関する条例の一部改正について

（7）議第9号 請負契約の締結について（汚泥再生処理センター建設工事）

#### 4 審議の結果

認第1号 原案認定

議第6号～議第9号 原案可決

以上、報告終わります。

議長（高橋冠治君） 次に、一般行政報告について、高橋副町長より報告を願います。

高橋副町長。

副町長（高橋 務君）

一般行政報告

令和7年9月9日

1. 令和6年7月25日大雨災害の対応について。大雨災害義援金の支給について、山形県からの最終配分が行われ、町に寄せられた義援金と合わせて、8月8日に、被災者に対して第3回目の支給を実施しました。これにより7月25日大雨災害に対する義援金は、被災者177世帯に対して、すべての支給が完了しました。

これまで、町に寄せられた義援金は1,673万4,503円、県を通じて寄せられた義援金は6,256万5,064円、総額7,929万9,567円であります。

農地、農業用水路等の災害復旧については、国の災害復旧事業について、詳細設計が完了したものから、順次工事発注を進めております。林道の国災害復旧事業についても、1路線を発注したところです。今後も引き続き、工事を進め、復旧に努めて参ります。

2. 戴邦碑祭の催行について。7月16日、江地の玉龍寺において、町の四大祭の一つである戴邦碑祭が行われました。参列者による焼香に加え、遊佐中学校3年生の代表生徒による学習発表を行いました。コロナ禍以降、保存会の方々の高齢化などの理由により途絶えていた「おすわり大黒舞」の奉納について、地域有志の皆様と遊佐中学生の協力により、復活することができました。改めて先人の偉業への顕彰の念を深めました。

3. 行政事務事業の外部評価について。16年目となる行政事務事業の外部評価に係る各課ヒアリングを7月9日、10日に行い、8月22日に報告書をとりまとめました。

4. 振興審議会の開催について。7月29日に振興審議会を開催し、遊佐町総合発展計画（第9次振興計画）の策定について諮問しました。8月28日には基本構想案について審議を行っています。今後、基本計画案の審議を行い、12月に答申をいただく予定です。

5. 県議会議員と語る会の開催について。8月5日、県議会議員と語る会を開催し、酒田市飽海郡区選出の県議会議員3名の出席をいただきました。現地視察を行った後、遊楽里において町内各団体の代表者から多くの発言があり、活発な意見交換を行いました。

6. 移住定住促進施策について。首都圏から本町への移住を推進するため、東京都有楽町にある東京交通会館で開催された6月1日の「テーマから探す！移住フェア」、6月14日の「やまがた移住・交流フェア」、7月13日の「東北移住＆つながり大相談会」に参加し、首都圏の移住希望者の相談に対応しました。

分譲地として二次募集している舞鶴地内若者定住住宅地について、6月に新たに2区画の分譲を決定し、7月に土地売買契約を締結しました。残りの2区画の分譲についても、継続して周知を行います。

7. 空き家再生地域おこし活用店舗について。空き家再生地域おこし活用店舗第3号で、令和5年に閉店した清水森食堂の利用者が決定し、5月に弁当屋がオープンしました。今年5月に閉店した第1号のわだやの利用者が7月に決定し、カフェ、花屋、古道具屋が一体となった店が来年の春にオープンする予定です。また、9月に閉店する第2号のパン屋小むぎの利用者を現在、公募しています。今後も店舗の活用により、移住者の定住化と地域活性化を図ります。

8. 夏期観光事業について。7月1日からの鳥海山夏山開きに合わせて、山頂及び御浜、河原宿の公衆

トイレ、滝の小屋を開設しました。今シーズンは天候にも恵まれ、昨年以上の登山客がトレッキングを楽しみました。

海水浴場については、7月18日に海水浴場開きを行い、西浜・釜磯は18日から、十里塚は地元運営委員会の協力のもと19日より営業を開始し、8月17日まで1カ月間の開設となりました。

7月26日に「第37回ゆざ町夕日まつり」遊佐町民花火大会が開催されました。好天にも恵まれ、会場には約6,000人の来場者を迎える中、盛大に花火大会を実施することができました。

9. 鳥海山シー・トゥー・サミット2025の開催について。8月23日、24日に「鳥海山シー・トゥー・サミット2025」が開催されました。2011年の初開催から今年で13回目を迎え、初日は、自然環境の大切さを考える「環境シンポジウム」が行われ、翌日にはカヤック・バイク・ハイクの3種目で西浜から鳥海山山頂まで自力で進むなかで自然の循環を体感する「アクティビティ」が実施されました。県内外より114名の参加をいただき、雄大な鳥海山の魅力を全身で感じていただくことができました。

10. 遊佐パーキングエリアタウン整備事業について。7月29日に遊佐P A T建築実施設計委託業務を完了しました。実施設計の概要について、町ホームページに掲載しました。

11. 農作物の高温・少雨対策支援について。農作物の高温・少雨に対応する支援策として、農業者が6月1日から9月30日まで実施、導入する「農業用水確保対策事業」、「園芸作物等高温対策事業」を県で新設し、町も協調して支援を行う予定です。

いよいよ刈取り時期を迎える水稻については、品質、収量が心配されるところですが、期待も大きいところです。

12. 有害鳥獣の状況、対応について。今年度は、春先よりクマやイノシシの出没が多く、8月28日現在で、クマの目撃情報は47件で、前年比で391%の増となっております。西山地区での出没があったり、集落内での目撃情報も非常に多くなっており、これまでにクマ2頭、イノシシ5頭を捕獲しましたが、山でのエサ不足が予想される中、今後、秋から冬にかけてより多くの出没が想定され、より一層の注意喚起に努めていく必要があります。

13. 松くい虫防除事業について。薬剤散布事業のラジヘリ散布について、羽化予想時期に合わせ、1回目を6月11日と12日、2回目を7月9日と10日に実施しました。引き続き、被害量調査及び伐倒駆除等の事業を進めていきます。

14. 共存の森運営事業について。6月18日に、生活クラブ生協と庄内みどり農協との交流事業による「夢都里路クラブ」からの参加者を含めた12名の参加をいただき、共存の森周辺の里山散策を実施しました。

15. ふるさとづくり寄附金（ふるさと納税）について。8月25日現在、寄附件数3,474件、5,737万9,000円の寄附をいただきました。令和6年産米の早期受付終了もあり、昨年の同時期と比べて約1,200件、1,130万円の減となっています。実りの秋を迎え、適正かつ確実に供給できる新米などの返礼品の量を確保とともに、ポータルサイトを活用し積極的な情報発信を行います。

16. 遊佐町沖洋上風力発電事業について。7月1日から10日にかけて、山形遊佐洋上風力合同会社、山形県、遊佐町の3者共同で、遊佐町沖洋上風力発電事業の6地区説明会を開催しました。これまでの経緯や今後の事業の進め方などの説明に対し、参加者からは、事業の実現性に対する疑問や健康被害に対する心配・不安の声が出されました。現在行われている海底地盤調査や、環境影響評価など各種調査を踏まえ

た上で、これまで明確でなかった風車の位置や詳細な仕様が示されていきます。

7月28日には、第1回漁業影響調査検討委員会が開催されました。これは、洋上風力発電事業が漁業操業に与える影響について、工事前から工事後にかけて行われるものです。

こうした様々な調査・検討会などの結果をもとに、事業が安全・着実に行われるよう、国や県、関係者と協議し、必要な対応を行っていきます。

また、遊佐町沖洋上風力産業振興プラットフォームの定時会員総会が7月4日に開催され、今後は、観察・観光誘致だけでなく、工事建設やO&M（オペレーション&メンテナンス）、人材育成分野に関わる取組みも進めていく予定となっておりますので、町としても全面的にサポートしていきます。

17. 住宅支援事業について。住宅支援事業の8月20日現在の受付状況は、持家住宅リフォーム支援金132件、定住住宅新築支援金11件、定住住宅取得支援金6件となっております。このうち下水道等接続を伴うリフォーム件数は19件となっています。

18. 下水道事業について。8月末現在の下水道の接続状況は、公共下水道区域では供用開始戸数3,970戸のうち3,125戸で、接続率78.7%となっています。

農業集落排水区域では、供用開始戸数497戸のうち442戸で、接続率88.9%となっています。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 続いて、教育行政報告について、土門教育長より報告願います。

土門教育長。

教育長（土門 敦君）

教育行政報告

令和7年9月9日

1. 教育委員会会議の開催状況について。6月26日、8月25日に遊佐町教育委員会会議を開催し、遊佐町社会教育委員の委嘱、要保護及び準要保護児童生徒の認定、遊佐町招致外国青年就業規則の一部を改正する規則の制定、令和6年度教育委員会事務の点検・評価に関する報告の承認、令和8年度使用小中学校及び特別支援学級教科用図書の採択についての議案が可決されました。

2. 総合教育会議の開催について。8月25日に遊佐町総合教育会議を開催し、令和6年度教育委員会事務点検・評価報告書（案）の内容と、物価高騰重点支援地方交付金事業について協議しました。

3. 学校運営について。各校とも大きな事故もなく夏休みを終え、2学期の教育活動が順調に始まりました。町内各校では、改めて熱中症対策を確認したところです。熱中症対策として、スクールバス小学校下校臨時便を夏休み前後に運行しました。

山形県中学校総合体育大会においては、遊佐中学校の各運動部は今年度も優秀な成績を収め、特に、陸上部個人（走幅跳、四種競技、走高跳）、水泳部個人（400m自由形、1500m自由形）では東北大会に駒を進めました。また、吹奏楽部は東北大会出場を逃したものの、県大会で金賞を受賞しました。

4. 遊佐町小中一貫教育推進委員会研修会の開催について。6月20日に筑波大学附属小学校・算数部教諭の森本隆史先生をお招きしての遊佐町小中一貫教育推進委員会研修会を、遊佐中学校を会場に開催しました。示範授業を実際に見ながら「算数授業を左右する教師の判断力」を具体的に学び、授業の中での言葉がけや課題づくりについて共に考える大変有意義な研修の場となりました。

5. コミュニティ・スクールの推進について。地域学校協働活動推進会議を7月1日に開催しました。山形県立新庄神室産業高等学校教頭中里秀樹氏からの「地域の魅力を再発見！～多世代がつながる地域づくり～」をテーマとした講話とグループワークを行い、これから地域学校協働活動の推進について意見を交流し合うことができました。

また、山形県の郷土愛・地域人材育成事業である「令和7年度郷土の魅力発見・体験プログラム普及事業」を吹浦地区まちづくり協議会が中心におこなっております。これは、子どもたちの郷土愛を育成するため、遊佐中学生が、「小学生向けの地域のよさを体験できるプログラム」を企画、創設、実施している事業であり、これまで8月1日、8月18日、9月8日の計3回、中学生が中心となって企画会議を開催しております。

6. 遊佐高校就学支援事業について。遊佐高校支援の会の申請に基づき、町から前期補助金が交付され、この補助金を基に介護職員初任者研修を受講する生徒8人に対する受講支援金2万5,000円を給付しました。また、通学タクシーについては2路線運行し、JR定期券購入費助成は随時受付しております。

7. 杉沢比山現地公演について。大雨災害の影響により、昨年度中止となった杉沢比山現地公演について、今年は2年ぶりに3日間の開催となりました。8月6日の仕組み、15日の本舞、20日の神送りの三夜にわたり、杉沢熊野神社境内において行われ、披露された伝統の舞は、訪れた多くの方を魅了しました。

8. 少年町長・少年議会について。第23期少年議会では、6月18日に開票を行い少年町長に1名、少年議員に10名が当選し、少年事務局長に1名、少年事務局次長に4名、少年監査に5名が選任されました。6月23日に開催した第1回少年議会では、当選証書の付与及び任命書が交付され、全員の所信表明が行われました。その後、6回の全員協議会を経て、先に実施したアンケート結果と議員の意見を基に一般質問と政策提言をまとめました。8月21日には第2回少年議会が開催され、町に対し一般質問と政策提言がなされました。

9. 遊佐町音楽祭について。8月24日に生涯学習センターホールにおいて、第31回遊佐町音楽祭を開催しました。今年度は12団体・個人が日頃の練習の成果を発表し、出演者、来場者合わせて約280人が鑑賞しました。また、音楽祭の後には4年ぶりに全出演者合同の反省会も開催され、子どもから大人まで幅広い年代が集まり、お互いの努力を労う貴重な交流の場となりました。

10. 第31回奥の細道鳥海ツーデーマーチについて。9月6日、7日に第31回奥の細道鳥海ツーデーマーチを開催しました。昨年度は豪雨災害の影響により残念ながら開催できませんでしたが、今年度は全国各地から多くのウォーカーが参加し、遊佐町の雄大な自然を堪能していただきました。

11. 青少年育成活動について。7月8日に青少年育成センター青少年指導員会議を開催しました。夏期巡回街頭指導、遊佐中・遊佐高での挨拶運動をはじめ、今年度の青少年育成センターの活動について確認しました。

7月22日に遊佐中・遊佐高での挨拶運動を行いました。8月2日、5日、7日に町内中心部と西浜キャンプ場周辺の街頭指導を実施しました。

また、昨年まではJR遊佐駅から酒田駅間の列車指導を行っていましたが、乗車実態から不要論の反省が出され、今年度からスクールバス登下校便の乗車見守りを実施することになりました。9月9日に第一回目を予定しており、10月、11月と計3回行う予定です。

12. 青少年の社会参加について。中高生ボランティアサークル「くじら」は、遊佐中44名、遊佐高14名の計58名で活動を始めました。6月28日に図書館の清掃活動、7月26日に遊佐町夕日まつりのスタッフ補助のボランティアを行いました。また、8月4日、6日に文化財調査室から依頼されて、生涯学習センターに展示されていた文化財の撤去作業や整理整頓に13名の生徒が参加してくれました。普段なかなか接すことのできない文化財等を、身近に感じてもらえる機会としても意義があったと思っています。さらに、新規に有料老人ホーム「あつとはーむキャット遊佐」より依頼があり、9月14日に訪問する予定でいます。

13. 鳥海山・飛島ジオパーク展について。7月2日から8月3日までの期間、生涯学習センターの展示室において展示を行いました。今年度はエリア内に生息する生き物をテーマにし、ジオパーク推進協議会、地域おこし協力隊、埋蔵文化財調査室、文化係、一般町民の方から協力いただき、生き物に関する写真、パネル、出土品、ジオラマ等、様々な展示を行い、延べ285名からご来場いただきました。

14. まんが・イラスト展について。8月1日から8月17日まで町立図書館内にて、8月19日から8月31日まで生涯学習センターの展示室において、まんが・イラスト展を開催しました。

遊佐中美術部から25名、一般から9名、計34名から37点の作品出品があり、それぞれの力作を披露していただきました。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 以上で諸般の報告を終了いたします。

新規請願事件の審議に入ります。

日程第4、請願第2号 沖縄県南部地域からの土砂採取計画を中止し、遺骨収集の環境を守ることを国に求める意見書の提出に関する請願を議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

菅原議会事務局長。

事務局長（菅原潤君） 上程議案を朗読。

議長（高橋冠治君） 紹介議員の駒井江美子議員より補足説明を求めます。

3番、駒井江美子議員。

3番（駒井江美子君） ただいま上程されました請願について、紹介議員として補足説明いたします。まず、この請願は基地に反対、賛成の立場を超えて、人道的趣旨の請願であることを申しておきます。沖縄が80年前に本土防衛、敵の消耗を目的に激戦地になったことは皆様ご承知かと思います。請願にもありますように、北海道、山形、沖縄の出身者で編成された山形歩兵第32連隊が沖縄守備隊として沖縄に派遣されました。3,000人が派遣されましたが、生還したのは1割にも満たないとのことです。山形県出身者も776名、遊佐町出身者は27名が沖縄の土になっており、まだ遺骨は遺族のもとに帰っていないということを聞いております。

アメリカ軍は最新兵器と延べ54万人も投入しましたが、日本側は武器や食料の補給はほとんどなかつたそうです。戦車の形に土を盛り、松の木を砲身として差していたり、手りゅう弾をたくさん持つて敵の戦車に突っ込むという切り込み攻撃、いわゆる陸の特攻を行っていたということです。沖縄北部が1か月半で制圧され、沖縄住民も軍も南部に避難したそうです。アメリカ軍は橋や交差点など、人が集まるところを集中的に攻撃したというお話です。道沿いに亡くなった人たちがずっと並んでいて、そのままになって

いたそうです。そのような悲惨な状況を繰り返すまいと、沖縄戦跡国定公園に沖縄の南部地域はなっています。そして、その南部地域では遺骨の収集が今も行われています。やはり大事な人が存在したというあかしを見つけたい気持ちは、幾ら年数がたっても、そんなに簡単に消せないと私は考えます。

また、遊佐中学校では沖縄が修学旅行先になっています。旅行前に戦争や平和について事前学習をしていると聞いています。

全国では、240ほどの議会で激戦地の土砂を使わないでほしいという内容の意見書が出されております。どの議会でも基地に賛成、反対という立場を超えて人道的趣旨で提出されておるようです。山形県内では11の議会で採択され、庄内地域では遊佐町以外の鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町で採択されている状況です。

以上、人道的趣旨の請願内容をご理解いただき、採択くださいますようお願いし、補足説明といたします。

議 長（高橋冠治君） お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第92条第1項の規定に基づき、総務厚生常任委員会に審査を付託することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議 長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号は、総務厚生常任委員会に審査を付託することに決しました。

次に、日程第5、一般質問に入ります。

一般質問における持ち時間は、質問、答弁を含め60分以内であります。質問、答弁とも簡明にお願いいたします。

それでは、あらかじめ質問の通告がありますので、通告順に発言を許可いたします。

9番、菅原和幸議員。

9 番（菅原和幸君） 私は、議会議員になって10年を迎えることになりました。一般質問も第507回定例会から數えますと本日で連続41回目になるようありました。このたびの質問では、過去の質問で答弁いただいた内容を引用して行うこともありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

公共施設等を長期的視点で更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行う遊佐町公共施設等総合管理計画は、平成28年度に策定、令和4年3月に一部改正を行い、令和7年度が計画期間の最終年度となっております。総合発展計画の策定に当たっては、公共施設やインフラ施設の個別計画を反映させること、関連する事項について調整を図ることも必要であると考えます。例えばの話ですが、この役場庁舎の開庁から4年が経過する中ではありますが、現計画のある表では、まだ旧庁舎の記載のままとなっております。次年度以降の公共施設等総合管理計画の策定に向けての現状について伺います。

この4月に旧高瀬小学校に移転した旧高瀬まちづくりセンターは、自分が中学校3年生でありました昭和43年度に地区公民館として建設されましたが、先月末に57年間の歴史に幕を下ろし、その姿を消したところであります。同センターが旧高瀬小学校に移転したのは、令和5年1月に策定した遊佐町空き校舎利活用基本計画に沿ったものであります。同基本計画における旧吹浦小学校は、小山崎遺跡ガイダンス施設とする旨記載されております。昨年5月に配布された教育委員会だよりには、小山崎遺跡周辺に便益施設、

管理施設を整備し、快適に見学できるような環境を整えていくと記載されており、遊佐町総合発展計画第9期実施計画にも令和7年から9年度の3か年で1億3,800万円ほどの予算が記載されております。旧西遊佐小学校跡の埋蔵文化財調査室の在り方を含め、旧吹浦小学校におけるガイダンス施設の検討、調整状況について伺います。

本年度末で閉園予定の吹浦保育園については、昨年度の第578回議会において関係する条例改正が行われ、間もなく令和8年度に向けた入園申込みが始まると推察しております。旧菅原保育園は閉園後に普通財産となり、文書保存庫になっていると理解をしております。8月末に行われた総務厚生常任委員会の管内視察において、令和8年度以降の学童保育の保育体制についてと項目がありましたので、説明がなされたとは推察はしますが、吹浦保育園が令和8年度以降どのように扱われるのか伺います。

町内のインフラ施設として、月光川には架橋から67年ほどが経過した旧朝日橋、高瀬川には約40年が経過した畠前橋が廃橋された状況のまま残っております。2橋は遊佐町橋梁個別施設計画に載っていないことから、県管理または河川法に基づく占用物件であると推察はいたします。昨年7月の豪雨では、高瀬川の上流部の氾濫により堤防が決壊をしました。仮に畠前橋が今後に水害で落橋、橋が落ちた場合、上流部の野沢集落に影響を及ぼすことが想定されます。昨年の水害の教訓を踏まえ、2橋の撤去を積極的に行うべきであると考えるところであります。

以上、壇上からの質問といたします。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） おはようございます。令和7年9月定例会、最初の一般質問として、9番、菅原和幸議員に答弁させていただきます。

遊佐町公共施設等総合管理計画につきましては、平成29年3月に策定し、その後、令和4年3月に改定、今年度が計画期間10年の最終年度となっています。現在、国の公共施設等総合管理計画の策定などに関する指針に基づきながら、今後の人団、財政状況、各施設の現状や利用見通しを踏まえ、今年度中の第2次計画策定に向け、今作業を進めているところでございます。

初めに、1つ目の質問であります史跡小山崎遺跡の整備につきましては、今年度中に斜面居住地エリアの整備について実施設計を完了する予定であり、来年度以降、順次現地整備に着手していく予定でございます。議員ご指摘がありました周辺の便益施設、管理施設につきましては、具体的には駐車場、トイレ、あずまやなどの便益施設と管理用駐車場などを計画しています。また、ガイダンス施設の整備につきましては、空き校舎利活用基本計画に基づきまして、旧吹浦小学校の活用を想定しており、現在の埋蔵文化調査室はガイダンス施設への移転を想定しております。今後、史跡の現地整備と並行しまして、ガイダンス施設整備についても関係者の皆様と協議しながら、具体的な検討を進めてまいりたいと思います。

次に、2つ目の質問であります今後の吹浦保育園についてですが、令和8年3月7日、卒園児7名の卒園式を挙行予定で、同年3月31日に閉園式を開催する予定で現在進めさせていただいております。遡ること令和3年度に遊佐町立小学校新校開校準備委員会による協議結果において、児童の放課後の居場所に関して、小学校統合から5年をめどに放課後子ども教室が現在の見守り型から体験型に移行することなどを趣旨とします児童の放課後の居場所づくり検討会の報告がされました。その方針では、真に保育が必要な児童のニーズに応えるために、受皿の拡充、確保に努めることとされております。ご質問の閉園後の取扱

いにつきましては、今後も児童福祉法の下、放課後児童クラブとして閉園後の吹浦保育園を活用した展開を進める方向で調整しております。

最後になりますが、3つ目の質問につきましては、山形県では昨年7月25日の大雨により甚大な被害を受けたことを踏まえ、日向川水系・月光川水系緊急治水対策プロジェクトを立ち上げております。その中で、氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策として、河道掘削や河川整備の加速化対策を行っております。月光川の整備につきましては、岡田尻引地内の浄化センター付近からそねた橋間と遊佐小学校前の築堤及び河道掘削が計画されており、昨年の大雨で被害を受けました六日町地内では、深山神社上流部への排水樋門工事に着手しております。また、しゅんせつについては、今年度月光川の宮田橋下流と洗沢川の中樽橋下流のしゅんせつを実施済みではありますが、そのほか河川についても堆積土のしゅんせつや支障木の撤去などについて引き続き要望を行ってまいります。あわせて、朝日橋の撤去についても引き続き要望をしてまいります。

議 長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9 番（菅原和幸君） それでは、自席のほうから質問させていただきます。

今の町長の答弁で、最後の部分に日向川水系・月光川水系緊急治水対策プロジェクトというものが載っていました。私、2橋の廃橋のことについて質問したところですが、触れられましたので、ここでちょっと最初にその部分について質問させていただきたいと思います。日向川水系・月光川水系緊急治水対策プロジェクトにつきましては、今年の6月15日に酒田市のほうで最上川下流、中流と合同の着工式があつたようで、それには町長が出席されると、そういう報道がありました。まず、この事業の概要としては、県、鶴岡市、酒田市、遊佐町などで構成します山形県二級水系流域治水協議会というものがありまして、それで主導して昨年の11月に策定したものでありまして、総額160億円ほどの事業を2028年度までにやるようなものであると理解しております。それで、この事業については、やはりすごく大きい災害を受けました酒田市の荒瀬川の河道掘削や施設復旧、土砂しゅんせつなどが大きい割合を占めているものと理解しております。ただ、県のホームページ等を見ますと、遊佐町の事業分としては吹浦地区の雨水排水施設の整備というものが写真つきでホームページのほうに載っております。続けますと、実は去年の災害があった後の議会、令和6年の10月議会、575回の議会でも私はこのような一般質問をさせていただきました。その際町長の答弁では、ちょっと申し上げますと、吹浦下水路は内水を外に排出するためのポンプが未設置となっていると。7月25日の豪雨では、仮設対応で水中ポンプ5台を設置し内水処理を行った。浸水被害を解消するためには、水門の閉鎖と同時に内水処理が追いつくポンプ場の設置の検討もこれからは必要だと町は考えておりますと。一方で、遊佐都市下水路の流末には、今答弁ありましたとおり、山形県河川整備計画に基づき排水樋門設置が計画されていると。昨年の10月議会でこのように答弁されております。

それで、先月の末にありました、文教産建常任委員会の管内視察があったわけですが、同常任委員会では吹浦と遊佐の都市下水路の流末部も視察をしたところがありました。そのうち遊佐の都市下水路は盛んに今工事やっている最中でありますと、この事業については先ほど答弁にあったとおり、令和元年度の区長会で全体の計画が示されたと理解しておりますし、やはり下流部のしゅんせつ等を行った上で、今六日町地内の排水樋門に着工されたと、そのように認識しております。それで、当日現場のほうを拝見し

たとき、その排水樋門についてはフラップゲートということで、最近多く設置されているゲートでありました。実は私は前職でいろいろ圃場整備をした経験からいきますと、当時は巻き上げ式の水門であります。ただ、河川管理者が造ったものは、俗に言う朱色ですか、だいだい色で塗ってあるものがあります。ということありますと、水門、排水樋門は県で管理するものと原因者が管理するもの、2つ系統があると思います。それで最近でこの町内でフラップゲートは旧月光川の江地地内ですか、あそこで1例目で、2つ目は遊佐小学校のところにある2つ目、今回3つ目だと私は認識しております。

それで、地域生活課長のほうに質問させていただきます。河川管理者が設置する排水樋門、これについては川の水が外水氾濫を起こさないように河川管理者が設置するものであると認識しております。遊佐町都市下水路に設置されますフラップゲート、排水樋門は管理者である県が設置をするというのですが、その管理は県が今後とも行うのか、それとも町にその財産を含めて移管になって、町が管理しなければならないのか、その点について質問させていただきます。

議 長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えをいたします。

ただいま議員のほうからもご発言ありましたけれども、改めて申し上げますと、フラップゲート式の排水樋門というものについては近年月光川には3門設置されているということでございます。1つは江地集落のふれあい橋の下流左岸側にございます。それから、岡田尻引の下水道の浄化センターのところ、左岸側に昨年度整備されてございます。3つ目につきましては遊佐小学校のところ、右岸側ですが、こちらも昨年度整備されてございます。これら3か所の樋門につきましては、整備計画について説明を受けた際に、江地集落と浄化センターの箇所の樋門につきましては町、それから遊佐小学校の右岸側の樋門につきましては土地改良区に移管ということで伺っております。町へ移管予定の2つの樋門につきましてですが、現時点ではまだ移管は受けていないという状況でございます。現在整備されております遊佐都市下水路の出口部分の排水樋門、第5号樋門につきましても、今後は完成後は町に移管されるということとなってございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9 番（菅原和幸君） 設置は県でやるけれども、管理、財産等はやはり町のほうに移管になると。ちょっと私3つと言いましたが、1つ岡田のところ抜けておりました。

それで、ちょっと続けます。できれば最後に町長のほうにお伺いしたい項目ですので、質問を聞いていただければなと思うのですが、都市下水路付近には遊佐町社会福祉協議会があります。これについては町が造成し、昭和53年の1月に入居者の募集を始めました町営住宅が付近にもあります。昨年の水害ではその一帯が冠水し、その翌日に私見に行きましたが、被害を受けたところがありました。それで、前の補正等に上がった経過もあるけれども、町営住宅については町が負担する形で復旧はしましたが、土地開発公社からその土地を求めて、住宅などを建てた町民の方に聞きますと、その物件に多額の費用を投じた方がいらっしゃると、そういう話を直接本人から聞いたところがありました。被害を受けた場所に遊佐町土地開発公社が宅地造成を行ったと先ほど申し上げましたが、その方の登記簿といいますか、いつ頃取得した

のかなと思いましたら昭和58年の12月に取得されているようでございました。当時は土地開発公社が、役場の職員が事務局のようでしたが、進められていると。

それで、質問のほうに入りますが、現在進められている河川工事は新朝日橋から河川内を通って仮設の道路を造って、今フラップゲートを含めた工事を進めております。ただ、これがフラップゲートは重量式で水圧によって閉まるわけですので、洪水時には河川水位が下がるまで内水が出にくくなることが想定されます。当然遊佐都市下水路についても同様に関係ありますので、やはり今答弁いただいたことからいくと今後町が管理すると、そういうことのようでもありますので、早急に内水処理対策を進めるべきであると私は考えます。また、内水処理対策をする場合、吹浦の現地も確認をしたところ、いろいろな排水管等は準備されているようではあります、やはり排水対策をする場合、仮設または常設にしてもそこまで行く道路が遊佐都市下水路についてではないようありました。やはり大型のユニック等の車両が入っていくような道路整備も必要ではないかと、そう思うところあります。

それで、町長のほうに所見を伺いますが、都市下水路、43年ほど経過したようではありますが、すみません。間違えました。そこの周辺の土地、遊佐町土地開発公社で造成した土地については43年が経過したようですが、町が造成した土地でもありますので、一定の責任もあるのかなと、そう認識しております。それで、遊佐都市下水路同様に遊佐町都市下水路の排水対策、やはりこれについても前の10月のときも答弁いただいたかもしれません、早急に進めるべきであると私は考えますが、町長の所見を伺いたいと思います。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） ただいま菅原議員からご質問あったことに対して答弁させていただきます。

本町が約43年も前に造成しました町民の皆様にご提供させていただいた土地が、近年のこれまでに経験のない規模の水害により、たくさんの町民の皆様に被害がいつてしまったことを、まずここで深く再度お見舞い申し上げさせていただきたいと思います。町民の生活と財産を守ることは町政の最重要課題でございまして、今回の水害は私どもにとりましても大変厳しい試練であると認識しております。かなりの長きにわたって本町は大規模な水害がなかった地域でございます。水害のリスクがとても低い地域として、町民皆様には長らく安心して暮らしていただいておりました。しかし、近年地球温暖化の影響によりまして全国的に豪雨の頻度や強さが増加しております、そのことは本町においても例外ではありません。従来の降雨パターンや想定を大きく上回る集中豪雨や異常気象が全国各地で発生し、去年の7月の遊佐町の水害は、まさにその影響下で起きたものと私も捉えております。また、この点につきましては、国土交通省をはじめ専門機関も指摘していらっしゃるとおり、都市部は特に下水道設備や排水施設が従来の設計基準を超えるような豪雨に対応できない事例が増えており、本当に皆様もご承知のとおりです。水害時の浸水は、主に内水氾濫によるもので、これは町内の雨水が速やかに河川に排出されず、道路や住宅地にたまる現象でございますが、下水道はこの内水の排除を主たる役割として、ポンプや様々な整備で排水能力を高めることが必要となっておると認識しております。しかしながら、本町の議員おっしゃる造成地においては、造成した時点から道路幅が狭く、大型の排水ポンプ車の導入や設置のための車両の通行が実に困難な状況にございます。このため、効果的な排水機器の導入や設備の大規模な改修には高度な工夫と技能と多額の費用が必要となってしまいます。加えて予算規模についても、議員皆様もご承知のとおり

で、財源は非常に厳しい状況でございまして、大都会の都市部のように大規模な下水道整備や道路拡張工事をすぐに実施することは大変困難でございます。こうした難題を踏まえても、町としましても町民皆様の安心な暮らしを守るためにには、これから計画的に進めていかなくてはいけないと認識しております。また、今防災について、町民の皆様、またはまちづくり協議会の皆様もご協力していただき、大変活発化しております。これからも行政と議会の皆様、地域住民皆様が一体となって、気候変動を適用した町づくりに取り組むことを継続的に推進してまいりたいと思っております。

議 長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） 私のほうからも補足説明をさせていただきます。

先ほど菅原議員のほうからもお話をございましたけれども、現在排水樋門の工事進められておりますけれども、朝日橋のところ、旧森林組合があったところですけれども、その左岸側から下流に向けて工事現場まで工事用道路を造って、排水樋門の整備のための重機や大型車両等が入っている状況でございます。議員おっしゃいますように、現状管理用道路、河川、それから都市下水路の管理用道路、堤防道路がない状況でございますので、まずはそういう道路の整備の検討をしていくことが必要ではないかと考えているところでございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9 番（菅原和幸君） やはり去年の7月の25日の大雨の際、あの付近に私もすぐ行ったわけですが、事実、社会福祉協議会の裏の堤防から越流した跡がありました。フランプゲートで水圧で閉まってしまえば同じような状況が、河川の計画でそこは築堤が今後ともないようですので、去年の7月25日のように社会福祉協議会の辺り越流してしまうと、より長く被害を被る危険性があるのではないかと。ですから、やはり一時的にポンプ等を搬入できる、そういう道路の整備、これはやはり早急にやるべきかなと、そう思っております。

それでは、質問しました内容について移ってまいります。2橋、旧朝日橋と畠前橋についてですが、最後の答弁では引き続き要望してまいりますというような内容であったと理解しております。それで、旧朝日橋と畠前橋が廃橋になった背景には、鶴岡の落合というところから上戸の鳥居のあるところまで、スーパー農道とよく言われる庄内東部広域農道が開通したことによるものであります。それで、その事業において新しい朝日橋は平成4年、今のスーパー農道の高瀬川のところの神矢田橋については昭和63年という、銘板を見ますとそのようになっておりました。それに伴って廃橋となった旧朝日橋は架橋から57年が経過し、歩道橋でもあります畠前橋については42年ほど経過しているようであります。それで、旧朝日橋に関しましては、ちょっと過去のほうでも申し上げていましたが、529回、平成31年の3月議会で私も一般質問をさせていただきました。といいますのは、実はこの新庁舎に関連する内容であります。役場庁舎のこの場所が浸水想定区域になっているということもありまして、当時のある議員は、ここには建設してはならないという強い発言されていた議員もおったと記憶をしております。そういうことがあって私が質問したのは、浸水想定区域にあるこの役場庁舎も含めて、やっぱり旧朝日橋の管理、それから撤去について質問させていただいたところであります。その際当時の地域生活課長は、旧朝日橋はこれまで県道上に架設されたものであるから山形県の管理になっていると、そう答弁されておりました。もう一方の高瀬川の畠

前橋については、あそこの野沢川と合流しているところあるのですが、実は河川改修がありまして、あそこの河床を下げる工事があったところであります。それで、一つは下がることによって、あそこに設けてあります北目新堰揚水機場を補償的に造る。もう一つは、そこにあった橋が木橋だったのですが、それを補償的に造るという工事があったものであります。それで申し上げますと、今の畠前橋の管理については過去に、ちょっと私前職のことを申し上げて申し訳ないのですが、役場の地域生活課のほうからある文書が示されました。今まで高瀬川に架かる人道橋建設以降は月光川水害予防組合と農村集落で維持管理をしておったと。それがやっぱり老朽化したことによって、危険であるから取り除きたいという旨が関係します野沢集落のほうから出てきたと。それで、先ほど言ったとおり補償工事で造ったものですから、やっぱり県としては当然原因者に財産を譲渡というか、贈与するわけですが、それが月光川土地改良区ではないかということで当時の地域生活課長から、文書でありましたが、基本的にその当時のことを申し上げると、その財産を月光川土地改良区では受けていないと、そういうことで確認をして文書を送達したところであります。それで、令和4年の10月14日の日に畠前橋については庄内総合支庁、役場、水害予防組合の当時の議員、あと野沢集落の役員の方々と立会いをされました。その際なぜか私も呼ばれまして、私も同席したところでありますが、やはり当時の、その後県が入らないように柵は設置をされたようあります。当時の文書を見返してみると、架橋された昭和53年3月から、先ほどの文書、26年間ほどは月光川水害予防組合と野沢集落で管理していたことは事実であるようあります。そういうことからいって、四半世紀が終わった時点で文書を出されたわけではありますが、ここに地域生活課長のほうに改めて質問します。畠前橋については、占用権がはっきりしないというふうに理解をします。災害を未然に防ぐためにも、もし県の財産でないのであれば、町が撤去を行うことも含め、2橋の撤去を進めるべきではないかと考えますが、課長の所見を伺いたいと思います。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答え申し上げます。

朝日橋、それから畠前橋についてのお尋ねでございましたけれども、もともと架けられていた橋を朝日橋、それから新たに架けられた橋が新朝日橋と説明してまいりますが、朝日橋につきましては県道橋として、遊佐と吉出を結ぶ橋として昭和33年に竣工し、利用されてまいりましたけれども、平成4年3月に新朝日橋が完成後、通行止めとなつてございます。朝日橋につきましては、ただいま議員からお話がありましたとおり、もともと県道橋であったことから、現在も山形県の管理となつております。近年全国各地で異常気象による豪雨ということで、橋脚に大量の流木が引っかかりましてそこから河川の水が越流し、大きな洪水被害をもたらしているということは度々起こつていてございます。通行止めとなつてている朝日橋につきましては、橋脚数が10基ということで多くの橋脚が河川内にありますと、上流からの流木等の影響を受ける危険性が大きいということで、今後も引き続き朝日橋の解体撤去について要望してまいりたいと考えております。

畠前橋につきましては町道橋ではないため、町の管理とはなつてないと認識しております。河川管理者である庄内総合支庁に問合せをいたしましたけれども、占用者が不明ということで設置者が分からぬ状況でございますけれども、朝日橋と同様、上流からの流木被害も懸念されるところでございますので、まずは橋梁設置者の確認を行いたいと思っております。

なお、町内河川の現況把握につきましては遊佐町河川情報連絡会の委員12名でもって河川ごとの担当を割り振っておりまして、護岸の損傷や土砂堆積、それから支障木などの河川の異常、変化等を把握していただきまして、委員持ち寄りの情報を連絡会において情報交換いたしまして、優先順位を定めて県へ要望を行っている状況でございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9 番（菅原和幸君） やはり明確ではないということですが、あそこの上側のほうに神社があります。そこの畠前橋についてはその前にあった木橋、あったと記憶しておりますので、ある集落の一つの必要とする橋であったのかなと思いますので、やはりその辺の歴史的なものも調査すべきではないかなと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。旧吹浦小学校におけるガイダンス施設の検討、調整状況について教育課のほうに質問させていただきます。小山崎遺跡が国指定史跡に指定されましたわけですが、これについては令和2年の3月10日に文部科学大臣が、官報ですか、に記載したことによって、その史跡がなりました。国指定史跡は町内でいくと、史跡鳥海山に次いで2件目となつたと思っております。その後の令和2年7月に史跡小山崎遺跡保存活用計画策定委員会、これが設置されたようあります。委員長については、岡村道雄さんということで、当時あります。あと、副委員長にはうきたむ風土記の丘考古資料館館長の渋谷さんが就かれて進められてきました。それで、令和4年3月には史跡小山崎遺跡保存活用計画が公開されまして、令和6年3月には同遺跡の整備基本計画が公開されております。これらを踏まえまして、先ほどの答弁では遺跡周辺には便益施設と管理用駐車場等の整備を令和8年度から進めていくと、そういうことがありました。ちょっとここで余計なことを申し上げますと、あそこは国定公園の指定になっております。実は私も圃場整備であそこをやったわけですが、終わってから県のほうから指摘を受けました。国定公園の協議もされないまま進めたのではないかということであったものです。ちょっとここで余計なことを申し上げましたが、そういう場所でもありますので、対応をしていただければなと思います。

それで、質問を続けますが、旧小学校の利活用で未着工なのが旧吹浦小学校であります。旧西遊佐小学校にあります埋蔵文化財調査室の移転も想定し、検討を進めるということでありました。あまり今の段階では詳細については明確ではないのかなと、そう受けるところであります。それで、先ほど言いました渋谷孝雄さんが務めますうきたむ風土記の丘考古資料館、これについては先日吹浦のまちセンでも視察されたと聞いております。そんな中、令和6年と7年にかけて2回ほどやっておりますが、ちょっと私も個人的に知人なですから、行ってみたところであります。ただ、行く際、やはり遊佐町の遺物が遠く離れた高畠という資料館に展示されていることに若干の違和感を感じながら、もし遊佐にそういう遺跡に関する展示施設があれば子供たちの歴史の学習にもつながりますし、その学習で遊佐町へのふるさと愛の育成にもなるのかなと思いつつ行つたことがあります。その際に、宮城県多賀城市にあります東北歴史博物館というところに小山崎遺跡の遺物が展示されているという情報を得たものですから、実は8月の2日の日に個人で行ってみました。実は期待をして行ったのですが、関係するやつは3点ほどしかございませんでした。その中で見ますと、1つ、遊佐町の教育委員会で所蔵するのが1点、あとは山形県立博物館で所蔵

するのが2点か3点あったと思います。

それで、教育課長のほうに質問させていただきますが、旧吹浦小学校ガイダンス施設に整備するとなりますと、高瀬でもそうだったのですが、消防法による規制が強化されますので、まして展示施設となりますと湿度や温度管理が必要であると私は思っております。そうしますと、やはり億単位に近いお金が必要になるのかなと、そう推察をするところであります。それで、質問に入りますが、小山崎遺跡のガイダンス施設とした場合に、そこに展示するものは遊佐町教育委員会が所蔵するものに限られるのか、それとも県立の博物館の所蔵する遺物もそこに展示できるのか、ちょっとその辺今の状況をお伺いしたいと思います。

議長（高橋冠治君）　　荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木　茂君）　　お答えいたします。

議員もご承知のとおり、小山崎遺跡は県営圃場整備事業を契機としまして本格的調査が開始され、平成7年の第1次調査を皮切りに、これまで18次にわたる発掘調査が実施されてきたところであります。第1次から第7次の調査までは、山形県教育委員会が主体となり調査を実施してきたものであります。そして、平成15年度の第8次の調査以降は、町が体制を整えて発掘調査をしてきたというようなところでございます。そのために第7次以前の発掘調査に係る遺物につきましては、現在山形県立博物館に収蔵されているというような状況にあります。今後整備を計画するガイダンス施設でありますけれども、小山崎遺跡の価値や魅力を分かりやすく伝える展示や解説拠点を担うものでありますので、その展示内容のテーマや企画など、そういった必要に応じて県立博物館所蔵の遺物をお借りすることなども想定しながら、十分にその役割が果たせるように計画をしてまいりたいというように考えているところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君）　　9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君）　　町が保存、所蔵するものと、借りてきてやるということでしたが、基本的に本当は、渋谷さんに聞きますと、県内の4つの地区に県立のああいうものを造ると、そういうことだったので、やはり時代の趨勢であそこしかできなかつたということを渋谷さんの方からお伺いしたことがあります。仮に、仮の話で申し訳ありません。そんな中でやっぱり県内の、庄内を含めて、県立のようなこういう展示資料館的なものの計画はゼロに等しいものなのでしょうか。そういう可能性は、例えば町ではなくて県で造るようなことは不可能なのでしょうか。突如申し訳ありません。分かる範囲内で結構ですが、よろしくお願いします。

議長（高橋冠治君）　　荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木　茂君）　　お答えいたします。

議員のおっしゃられますとおり、山形県立の考古資料館は今高畠町にあるうきたむ風土記の丘考古資料館1館のみというような状況であります。今、庄内地区でもそういった考古資料館の開設できればというような話ではございますけれども、今のところこちらにつきましては、県の計画の検討状況ということでありますので、町の教育委員会としては承知していないというような状況であります。今現在山形県で県立博物館の、新しい博物館の基本構想などの検討委員会も実施しているというようなことでございますけれども、これ県全体の歴史、文化、自然のそういった特徴や魅力、価値を伝えるものでございます

ので、特に考古資料館ということにつきましては具体的な計画はないものというふうに承知しているところであります。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9 番（菅原和幸君） 分かりました。

それでは、吹浦保育園の閉園後の取扱いについて質問させていただきます。いつものように時間が押してきましたので、ちょっとポイントだけ質問させていただきます。健康福祉課長のほうにお尋ねします。遊佐町には2つの放課後児童クラブが今現在あるようですので、町のホームページに載っておりますものを見ますと例えば子どもセンター、それから旧蕨岡小学校にあるようでございます。放課後児童クラブの在り方として自分が認識するのは公設公営、町が設置し運営する。あとは公設民営、あと完全に民間というふうに区別されるものと勝手に思っておりますが、今調整を進めておりますものについては、今の2つの児童クラブありますが、これについてはどのように運営されている形態なのか1点目と、例えば町の施設を利用することによって進める場合、町と管理運営者との契約関係はどのようになるのか。

3点目が、現在調整しているということではあります、令和8年4月から設置になるということですでの、この辺についていつ頃に公開といいますか、公表になるのか、その3点について質問させていただきます。

議 長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

1点目、現在の2クラブの運営形態につきましては、民間企業等が運営する公設民営の形態を取ってございます。

2点目、町の施設を利用するに当たって、契約など書面を交わしているかということでございますが、現在契約という形での書面というのは取り交わしをしていないと認識をしておりますが、クラブ運営に当たりましては補助金を交付するなど届出がございます。また、運営委員会等に町の職員も関わっておりますので、そういったところで関わりを持っているところでございます。

3点目、新たな調整している部分についての公表の時期でございますけれども、現在公表に向けて調整中でございまして、年内をめどに公表できるように調整をしているところでございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9 番（菅原和幸君） 一応これについては、あくまでも施設の面での私の今回の質問でございますので、それについてはこれ以上質問はいたしません。

それでは次に、遊佐町公共施設等総合管理計画、本当のメインの部分について質問いたします。ちょっと関連しますと、見ますと現公共施設等総合管理計画にレクリエーション施設、観光施設があるわけです。それを見たときに、大平山荘ってよく話題に上りますが、自分が二十歳のときに建設されたものでありますので、50年、半世紀は経過しているようありました。それで、企画課長または総務課長に答弁をお願いしたいのですが、今現在道の駅、ふらっとはどの施設に含まれるのか、ちょっと探しても出なかったものですから、それが1点目と、次期計画においては今策定中であるという答弁でありましたが、令和9年

の例えは新道の駅のオープンの際は、当然現道の駅同様に指定管理制度の導入を予定して進めているということは私たちも理解をしてございます。そうしますと、次期計画に同施設が盛り込まれないのでないかと、そういうふうに理解をしておりますが、それでよろしいかということと、例えばもし次の計画で盛り込まれないとすれば、新道の駅はいつの時点で盛り込まれることになるのか、総務課長または企画課長、どちらかでも結構ですので、答弁願いたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、まず1点目について申し上げます。まず、ふらつとはどの施設に含まれるかということでございましたけれども、まず計画上はレクリエーション施設、観光施設に位置づけておりまして、計画内の表記上は設置条例に合わせて遊佐町総合交流促進施設ということで明記しております。

続きまして、2点目についてなのですけれども、現在策定中の次期計画に現時点で盛り込まれないのかと、あともし盛り込まれるとすればいつの時点で盛り込まれるかというご質問でございましたけれども、まず新道の駅も現在の道の駅と同様、公共施設等総合管理計画の対象となります。ただ、令和8年度中の完成を予定としておりますので、現在作成中の計画において、文書で新設予定であることに触ることはできますけれども、現段階で位置づけることはできないという状況でございます。あと、施設完成後、コスト、利用者数等を検証、分析して、早ければ令和10年度に計画を改定する形で対応したいと考えております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9 番（菅原和幸君） 分かりました。

それで、前のことを申し上げると平成29年6月、第519回の定例会、その際が今申し上げました公共施設等総合管理計画、それが本当にできるような対応の議会にありましたので、そこで質問させていただきました。そのとき申し上げましたのは、同計画書には財政シミュレーションというものが明記されておりまして、上下水道を除く公共施設を維持、更新する場合に、その時点で40年間ではその後482億円の更新財源不足が見込まれると、そう明記されております。また、同時期に公表になりました遊佐町公共施設白書にも今後の人団減少が公共施設の管理に影響するものとして、やはり施設管理方針の見直しが必要であると、当時そのように明記されております。そういうこともあって当時、人口動態や廃止、統合を含め更新するのか早急に明確にすべきではないかということを29年の時点で申し上げました。

時間も押していますので、ちょっと飛ばしますが、町長のほうにまたお伺いしたいと思います。新道の駅のように、よく箱物と言われるものについてはやっぱり計画段階から建設費用に充てるための基金を造成して対応するのが当町でも、今の道の駅でもそうでありますし、一般的であります。ただ、行政の場合は一般企業とは違って、企業等では償却資産に相当する分を積立てをしていくことになりますが、当町では令和4年の3月に遊佐町公共施設等総合管理基金の設置、管理及び処分に関する条例を設置しました。令和5年度決算では2億2,808万円、多分今認定を受ければ2億6,450万円ほどになるかと思います。それで、ちょっと町長のほうに提案を含めた質問になるかもしれません、毎年度予算編成するに当たっては振興審議会等に示して、それに対する答申を受けて対応しているわけです。ほかに町は遊佐町行政評

価外部評価委員会等も設置しながらいろいろ意見を聞いているところであります、町が管理する施設の現状を踏まえて公共施設の廃止や更新の方向性を示す、例えば町の代表や知見のある方々で別途に組織をつくって設置されてはどうでしょうかという考え方を私はしております。その上で関係する各基金の目標額、多分2億数千万円では足りませんので、明確にすべきではないかと考えております。その辺について町長の所見を伺いたいと思います。

議長（高橋冠治君） 松永町長、時間内の答弁でお願いします。

町長（松永裕美君） 菅原議員の町が管理する施設の現状を踏まえて、公共施設の廃止や更新の方向性を示す町民代表、知見のある方々で組織する会議を設置されてはどうかという、これについて答弁させていただきます。

現在策定中の公共施設等総合管理計画につきましては、今後10年の公共施設の維持管理、更新、統廃合についての考え方をまとめた予定でございます。その後、その考え方を踏まえ、具体的な各施設の更新、廃止について、内容やスケジュールを各関係と、利用者と関係機関、関係団体と協議してまとめていくこととなります。これと並行して財源の確保のための積立金の準備も必要となります。現在そのための公共施設等総合管理基金を設置して積立てを行っているところでありますが、各施設の更新、統廃合が正式決定した際は、パーキングエリアタウン整備基金と同様、計画的に積み立てる必要があると考えております。この中で、議員おっしゃるとおり、ご指摘の町民や有識者から成る会議、関係機関の目標額の設定につきましても、私も今後必要になってくると考えておりますので、これから随時進めてまいりたいと思います。具体的な方法につきましても今後検討してまいります。

以上でございます。大変失礼いたしました。

議長（高橋冠治君） これにて9番、菅原和幸議員の一般質問は終わります。

午後1時まで休憩いたします。

（午前1時58分）

休

憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後1時）

議長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 一般質問をさせていただきます。

まず、1番目に、自転車交通違反に青切符、16歳以上ということで、警察庁は自転車の交通違反に対して、車やオートバイと同様に反則金の納付を告知する、いわゆる青切符による取締りを来年4月1日から行う方針を固めております。青切符による取締りを行う反則金制度を導入する背景には、交通事故全体の件数が減少する中で、自転車が関係する事故は増加傾向にあり、自転車の交通事故が重大事故につながるケースが相次いでいることがあります。警察庁によりますと、去年自転車が関係する事故は6万7,531件で、前年より4,808件減りましたが、依然として高い水準が続いています。このうち、自転車乗車中の事故で死亡した324人のうち82%に当たる266人には、自転車側にも前方不注意や信号無視、一時不停止などの法

令違反が確認されたということです。また、去年1年間の自転車の交通違反での検挙件数は、一時不停止が2万1,833件で最も多く、信号無視が2万1,088件、遮断機が下りている踏切に立ち入る違反が3,220件、右側通行が1,251件、傘を差したり、イヤホンをつけて音楽を聞いたりしながら運転するなど、都道府県の公安委員会で定められた遵守事項の違反が718件などとなっています。警察庁がまとめた主な自転車の交通違反に対する反則金額の案は次のようになっております。携帯電話を使用しながら自転車を運転する、いわゆるながら運転は1万2,000円の反則金になります。遮断機が下りている踏切に立ち入ることは7,000円、信号無視は6,000円、逆走や歩道通行などの通行区分の違反は6,000円、一時不停止は5,000円、ブレーキが利かないなど制度装置の不良は5,000円、傘を差したり、イヤホンをつけて音楽を聞いたりしながら運転するなど、都道府県の公安委員会で定められた遵守事項に違反する行為は5,000円、無灯火は5,000円、並んで走行する並進禁止違反は3,000円、2人乗りは3,000円です。警察庁では、自転車も自動車と同じく車両で、基本的な交通ルールを遵守する必要があることや、悪質、危険な違反行為については反則金の対象になることを周知し、自転車の安全な運転を促していくことが大変重要だとしております。反則金の額は、ざっと見ても安くはないし、町としても町民の皆さんの意識を新たにするくらいの啓発や啓蒙をすべきであると考えますが、いかがですか。町民自転車研修会を大々的に開いて、反則金を納める人がいない町を目指すことが大切であります。小学校や中学校でも自転車研修会を何度も開いて、自転車の交通違反がない町にするのが理想であろうが、学校側の対策と対応はどのようなものなのか伺います。16歳未満の違反は青切符の対象にはなりませんが、指導警告がつきますので、16歳未満の違反であっても決して無罪放免ではないということを肝に銘じる必要があります。

次に、国勢調査について。国勢調査は、日本に住む全ての人と世帯を対象にして行われる国内の人口や世帯の実態を明らかにするための最も基本的な統計調査です。国勢調査は、日本国内に常住する外国人を含む全ての人及び世帯を対象とし、人口や世帯に関する各種属性のデータを調べる全数調査です。調査の目的と内容、国内の人口と世帯の実態を把握し、行政施策の基礎資料を得る。調査は統計法に基づき、総務省が実施を義務づけられている。調査対象者には報告義務があり、拒否や虚偽の報告には罰則が規定されている。調査の沿革と周知、日本では大正9年、1920年に初めて実施され、5年ごとに行われています。調査は、西暦の末尾がゼロ年の大規模調査と5年の簡易調査に分かれます。大規模調査は調査項目が多く、簡易調査は一部項目を省略して行われます。調査結果の利用、国や地方公共団体の行政施策の基礎資料として利用すると。参議院の議員定数や地方交付税の算定基準など、法令で利用が定められています。民間企業や研究機関でも経営や研究の基礎データとして幅広く利用されます。国際的な取組としては、国際連合は少なくとも10年に1回の国勢調査実施を勧告しています。国勢調査は、統計を用いた国際比較のための基本的な情報を提供します。国勢調査は、円滑に進めなければなりませんが、実施する上で問題と課題もあります。調査実施環境面の問題としては、1、調査員が世帯に会えない。1人住まいの世帯や共働きの世帯では、朝早く出かけ夜遅く帰ってくることが多く面接できない。2、世帯に会えても協力してくれない。個人情報を提供すると悪用される心配があると。3、聞き取り調査ができない。マンションなどでは隣人について知らない者が多く聞き取りができない。次、調査事項の問題としては、調査事項の記入に対する抵抗感、勤め先、業種などの名称を書くことに抵抗感があると。次、調査員の問題としては、調査員への苦情の増加や調査員と世帯のトラブルの増加、調査票が配布されていない、調査員が約束の日に来

ない、取り集め期間前に回収しようとした、封入した封筒を開封したなどの苦情。6、調査員確保の困難化、多くの調査員の確保を町内会や自治会に依存している現状があります。その他の問題としては、調査員をかたって調査票を詐取する事件が全国で120件発生しております。金銭を要求したり、情報を聞き出そうとする事件の発生もあります。このように全国的に様々な問題が発生していますが、問題の発生を最低限度にする対策が必要であるし、今年の10月1日は5年に1回の国勢調査を実施する日で、円滑な国勢調査を行う上で町の対策と対応がどのようなものなのかを伺います。

これで壇上からの質問を終わります。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） それでは、11番、斎藤弥志夫議員のご質問に答弁させていただきます。

まず、1つ目の質問でありました自転車交通違反についてでございますが、近年自転車による事故やスマートフォンの普及によるながら運転などの危険運転の増加や交通ルールの未遵守などにより事故リスクが深刻化し、罰則を含めた規制強化が求められており、歩行者や車両の安全を守るため、自転車に対する制度改正が行われております。令和5年4月からは、全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務化され、自転車保険加入も義務化されております。令和6年11月からは、ながら運転や酒気帯び運転の罰則強化、そして令和8年4月からは交通反則通告制度、いわゆる青切符が113の自転車の交通違反について導入される予定となっております。交通規則の変更に関する遊佐町の対応については、出前講座などを利用した啓発活動のほか、交通安全県民運動期間などで実施する各種啓発事業を利用した周知活動や、広報紙やホームページなども活用し周知を図らせていただいております。また、地域や団体などからご要望があれば、自転車利用者を対象とした研修会なども実施したいと考えております。

次に、小中学校における交通安全教育につきましては、主に特別活動などの授業で取り組んでおります。進学、進級の節目となる年度初めには、安全指導として交通安全指導も含めた内容を全校で確認しております。また、大型連休や長期休業の前には自転車の安全な利用も含めた交通安全の指導を行い、安全への意識づけと事故の未然防止を図らせていただいております。特に自転車の乗り方などについては、例えば小学校3年生では交通安全の教材や自転車交通安全教室DVD等を用いて交通ルールやヘルメット着用の必要性を学習するとともに、自転車教室を行うなど、学校の実情に応じ警察や町の交通安全専門指導員の皆さんとも連携しながら、交通安全指導に取り組ませていただいております。中学校においては、4月に自転車通学の生徒を中心に交通安全教室を行っています。使用する自転車は防犯登録を行い、学校ステッカーを貼って乗車するよう指導しています。休業日前には全校一斉に交通事故の原因や交通法規について確認し、自転車通学の生徒を対象に自転車に不具合がないか、点検項目に従って定期的に自転車の自己点検などを実施したりするなどしています。また、地域から交通マナーなどの情報が入った際には、ユザラジという昼の放送を使って全校に呼びかけ、情報共有や安全への意識を高めることができますようにしています。また、学期初めや学期末に限らず、個別指導や学級指導などの日々の教育活動の中で取り組んでおります。道路交通法の改正が予定されていることもあります。自転車の交通違反への認識はより重要になっております。小中学生も交通社会の一員として法律やルール、マナーを守ることは重要であり、大切な命を守り、交通事故の被害者、加害者にならないようにといった観点からも、今後も継続的に交通安全教育や啓発の取組を行ってまいります。

次に、2つ目の質問であります国勢調査についてお答えいたします。今年は国の統計法に基づき、5年ごとに実施される国勢調査の年であります。遊佐町においても10月1日を調査日として、調査員74人により実施されます。9月下旬頃から調査員が各世帯を訪問し、調査書類を配布しますが、インターネットでご回答していただか、紙の調査票を郵送または調査員に提出していただかのいずれかの方法によりご回答をしていただくこととなります。なお、調査員については、各集落推薦の統計調査員の方々が当たりますが、総務大臣が任命する非常勤の国家公務員という扱いとなります。ぜひ皆様、調査票の提出及び調査員へのご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

次に、国勢調査の町の対策についてですが、住民の理解、関心、利便性、信頼感を高める施策が効果的であると全国的に言われておりますが、高齢化が進む遊佐町ではそれに加えて顔が見える、温かみのある取組が大切であると考えております。インターネットでの回答を国が進める中でも、対応が難しい高齢者の方々に対しましては、温かみのある丁寧な説明により、これまでどおり紙での提出を提案するなど、住民に寄り添いながら対応するような配慮を調査員の方々に促していきたいと考えております。また、調査の安全性についても、丁寧に説明することで個人情報の保護を明確にして、調査の結果は統計調査以外の目的には使われないこと、統計としてのみ利用されることなど、安心、安全な信頼できる調査であることを調査員に伝えてもらいたいと考えております。なお、調査票の提出のお願いとそのフォローアップについても、町の公式LINEホームページ、広報などで広い年齢層に対して迅速かつ確実に情報発信を行い、滞りなくスムーズに調査できるような配慮に努めていきたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。詳細につきましては所管の課長にて答弁いたさせます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 自転車の交通違反というものが時々あります。それが重大な事故につながる場合が多いということのようございます。自転車だからといって、何も特別に安全な乗り物でもないということです、もともと。自動車や自動2輪と同じ種類のものであるという認識が必要であろうと思ひます。また、この青切符というのですが、これ正式名称は交通反則告知書という名前のようにございまして、道路交通法違反のうち、比較的軽微なものに対して適用される制度であると。この制度は1968年に導入されて、違反処理の迅速化と効率化を目的にしているということです。時々、高校生だろうとは思いますが、スマホを見ながらやっぱり自転車運転しているような、たまに見かけるときがあります。これなんかはまさにながら運転なわけでして、これがそれなりに、警察に見つかると反則金は1万2,000円だと、こういうことになります。私もこれ一応どれがどのくらいの反則金なのかについて一通り読んではみましたが、このながら運転の1万2,000円が一番金額が高いようでございます。だから、幾らアイフォン16持っているからって得意になって自転車に乗って、そんなのを見ながらぱらぱらぱらっと運転していると罰金が、反則金が付きまとうと、こんな状況になるわけです。ですから、こんなことが起きれば、本人にとつてもそうだし、何にもならないまず出費になるわけです、これは。だから、そういうことはできるだけ町内では起きないようにしなければならないだろうと、このように考えます。

それで、16歳未満の場合は青切符というか、反則金の対象にはならないということではありますが、ただ、これが警察にもし違反が発見されたというふうなことであれば、普通の違反と同じ違反をやっている

のだということに変わりはないわけです。たとえそれが小学生とか中学生であっても違反していることは変わりはないわけであって、ただ幼いというか、そういう面もあるということなので、反則金の対象にはならないということです。この辺、では反則金を納めなくてもいいのだから、このような違反は繰り返しても何でもないのかみたいなことになれば、明らかにこれは違うというふうに私は考えます。それで、高校生も、それは誰でも同じなのでしょうけれども、特に小中学生がこのような違反をしたということがあからさまになった場合、違反したということが警察のほうから学校のほうに連絡が来るものなのでしょうか。もし来ないとすれば、これは統計的にまずいことをやっているのではないかと私は思うのです。何々中学校あるいは何々小学校の児童生徒がこのような違反をしていると。だから、今後そのようなことがないように学校側としても十分注意してください、指導してくださいということはあってしかるべきだと思います。ですので、これはやはり統計的にも私はきちんと捉えておくべき内容だと思うのです。まず、このようなことがあった場合に、警察のほうから学校側に連絡が来るのかどうかを教育課長か教育長に伺います。

議 長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

自転車のこういった交通違反の場合に学校へ警察から連絡が来るのかどうかといった質問だったと思います。こういった自転車の事案に限らず、特に警察に例えれば補導されたとか、そういういろいろな事案があると思います。そういう場合について、よく警察のほうから、特に生活安全課になろうかと思いますけれども、学校ですとか教育委員会のほうに連絡が来るということはあるといいますか、そういう連絡いただきながら、また学校の指導に生かすというようなことでやっておると思いますので、そういう特に重大な事案、自転車のこれから非常に重大事故につながるケースでもございますので、そういう部分でそういう警察の指導等を受けた場合につきましては、学校、教育委員会等に連絡来るものと思っております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 例えれば小学校、中学校の場合のことを考えてみると、交通違反の認知ということで、悪質な場合はこれ摘発ということになります。たとえ自転車でも摘発です。それから、赤切符というのがあります。赤切符は青切符よりちょっと性質が重いのですけれども、赤切符、例えれば飲酒運転しながら自転車に乗ったと。自転車の酔っぱらい運転というこれもあり得る話なわけです。それから、あたり運転とか、それから事故発生につながった違反運転など、こういうものがもしかった場合は赤切符ということになりますて、起訴を前提としたような捜査が行われるということになります。たとえこれが自転車乗りであってもです。こういうふうに変わってきました。それから、普通の場合は大したことないような違反というものもあるわけです、自転車で。そのような場合は、速度を出して例えれば歩道を通行したとか、それから傘差し、イヤホン装置、夜間無灯火の運転などと。それから、16歳未満の違反であっても今のような違反の内容であれば指導警告になります。指導警告です。ですから、小学生、中学生という、学校に連絡来るということではありますが、それは警察のほうにしてみれば指導警告の意味で連絡をよこしているということになります。ですから、青切符、反則金の切符はないわけですけれども、しかし

違反をしているという現実に変わりはないわけです。その辺を私は、課長ももちろんそうですけれども、きちんと把握していただいて学校側にも連絡していただきたいし、またこのような違反が起きないようにしっかりと対応していただきたいと思うのです。先ほど町長の話で、出前講座の要望なんかあれば出かけていって、そこで青切符とかながら運転のこれがどういうものかとか、そういう説明はしているのだということではありますが、しかし出前講座というのはその地区とか集落の要望がないと来ないわけです、それは。だから、その辺はちょっと性質が違っているのかなと思います。誰にとっても分かりやすく説明しているものではないということです、出前講座は。少なくともその場の設定そのものが、その集落や地区とか、そういうものでそれをやってみようかということがないと設定されないものなので、それは結構ですよ。出前講座をやっていただくのは結構ですが、ちょっと場の設定の仕方が違っているのではないかとも考えられるわけです。ですから、そのような意味でもって小学校や中学校にはなおさら、自分が事故を起こす、起こさないということもそうだし、もらい事故みたいな、そんなことにもならないためにもぜひその辺を徹底的に指導していただきたいと、このように思うのです。山形新聞の、これただの新聞社ですけれども、25年、今の9月5日に新聞記事がちゃんと出ています。ながら運転は1万2,000円だと一番初めにばしっと出ています。そのような内容もちゃんと取り上げられていますので、そういうことでもって学校側の指導を私は徹底していただきたいというふうにまずは思います。いかがでしょうか。

議長（高橋冠治君）　　荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木茂君）　　お答えいたします。

学校における交通安全教室につきましては、先ほど町長答弁にもありましたけれども、こちらについては年度初め、それから小学生であればちょうど自転車を乗り始める時期、小学校3年生のときにPTA等も中心になりました自転車教室なども行っております。こちら小中学校における取組につきましてはそういう出前講座ではなくて、出前講座というか、毎年こういった交通安全教室はやっておりますので、その中でまた新たなそういった道路交通法の改正なんかもいろいろ教えていただきながらやるものだと思っております。その中で町の交通安全専門指導員、それから警察の方からもお越しいただいて、最近の交通事情ですか変わったところとか、いろんなところも説明いただいていると思いますので、引き続きそういう対応をしていきたいというふうに思っております。出前講座は要望があったところに行くというような形で、そういう町民等のニーズに合わせて一般の方々へ行うものだと思いますので、学校につきましても引き続き学校内での交通安全教室しっかりとやっていきたいというふうに私も考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君）　　11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君）　　これは、誰にでも適用になるものでありますので、特に子供たちには事故を起こしてもらいたくないし、こういう対象になってもらいたくないというふうにも考えますので、学校側としてもきちんと対応していただきたいと思います。以上です。

その次は国勢調査でございますけれども、なかなか、町内で今まで国勢調査は5年に1回やってきたわけです。今年は25年ですので、5がつく年の国勢調査になります。5がつく年の国勢調査は、比較的簡易なものであるというふうにはされております。それから、ゼロで終わる年の国勢調査は、本格的に調べるのだというふうな内容になっているようでございますが、今まで全国的な傾向を見ると、国勢調査にあま

り協力したくないみたいな、そういう方も結構いるみたいなのです。それと同じことが遊佐町でも起こっているとはなかなか考えにくい面もあるわけですけれども、やや似たようなことも起こっているのではないかとも思われます。それで、そのような意味で何か問題や課題が具体的になかったものなのかなと思ったものですから、こういう質問をしたのですけれども、通常言われているような、そのような国勢調査上の問題や課題は今までほとんどなかったというような理解でよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

これまでこのような協力したくないとか、そういった関係の問題がなかったかというようなご質問でございましたけれども、私も統計調査にこれまで文書情報係で5年、あと情報統計係で2年、通算7年ぐらい統計調査に関わらせていただきました。その中で思い返してみると、調査拒否というか、個人情報なんかも結構厳しくなってきている関係もあるのだと思いますけれども、調査拒否というのはやっぱり少なからずあったように記憶しております。あと、調査項目においては中身について一部調査拒否というものもあったような気がします。そういう場合は、あとこちらのほうでほかの方からいろいろ情報を得たりして、ある程度統計に近いような形で調査票を作るしかないのですけれども、まずそのような形でこれまで対応してきたような状況でございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 国勢調査は、一応一番大がかりな調査であると言われております。これはやっぱり行政の資料にしていくのだというふうな意味もございまして、非常に大切といえば大切なものだらうとは思いますが、ここでやっぱりきちんと調査しておかないと、全体をなかなか捉えることができないのではないかと私は思います。どこかでやっぱりそれなりにきちんと調査をしないと全体像を捉えることができないだらうというふうには考えられますので、それをきちんとやるのが国勢調査ということで、ある意味非常にいい調査だとは思うのです。これがやっぱり調査されるほうにしてみると、強制的で答えたくないけれども、仕方なくて答えるみたいな、あるいは答えたくないところはわざと書かないで出してやるみたいな、こんなこともあるのではないかとは思うのですが、その辺のことはほかではあるみたいです。ほかの地区ではあるみたいなので、この町ではどうなのかなと思ってお伺いしたわけです。調査そのものがやっぱりいろんなことに影響を与えることもありますので、何か歴史的にも非常に重要なものであるというふうにも考えられますので。でも、町民の皆さんからの具体的な問題や課題というのではないというふうな解釈でよろしいのでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 町民の方からの具体的なそういう課題だとか、そういったものについては結構調査員さんがどれだけ各世帯に訪問してやっていただけるかというのは結構大きな、調査員さんによつていろいろ変わってくる部分はあったりするのですけれども、やっぱりその辺こちらのほうできちんと指導して、何とか調査票を書いていただくように指導していかなければいけないと思っていますし、調査員さんからも適切な対応をしていただくというようなことでこちらのほうで指導しているということでございます。まず、これまで細かいことを言えばいろいろな課題はあるのですけれども、それをまず何とか

解決してきたという、それぞれの場合において調査員さんを含めて、あとこちらの事務局含めて細かい課題はあったのですけれども、それを一つ一つ丁寧に解決してきたという状況であったと認識しております。以上です。

議 長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 調査員さんの問題というものも多少あるようございまして、調査員への苦情の増加や調査員と世帯のトラブルがあつたりするということのようござります。また、極端な場合、調査票が配布されていないだとか、約束の日に取りに来ないとか、こんなこともあるようござりますし、また調査員自身の確保がなかなか難しくなっているというふうなこともあるようござります。そんな状況があるものだから、予定した人数を確保できないので、公募したけれども、それでも人が集まらないと。調査員をやってくれる人が集まらないということも場合によってはあるようですので、なかなかこの辺ちょっと読んでみると、この国勢調査を円満に実施するのが困難な場合もあるのかなと思ったものですから、それで総務課長にもいろいろ答えていただいているわけですけれども、また調査事項の内容も、総務課長言っていましたけれども、個人情報に関するようなことも書き込まなければならないというようなこともあるようなので、例えば勤め先とか業種、どんな会社に勤めているだとか、そんなものを書いたり、それから氏名を全部書かなければならぬとか、これは普通のアンケートと全く違うわけです。そんなこともありして、どうも調査の仕方が普通に言うと何かどぎついような、そんな形でやられているものですから、これを運営するほうもある程度苦労を伴っているのかなと思ったりもするわけです。ですが、今までそれなりにやられてきておられるということのようですので、非常に重要な調査内容であることには変わりはありませんので、これからも円満に進むように尽力していただきたいと、このように思います。

私の質問はこれで終わります。

議 長（高橋冠治君） これにて11番、斎藤弥志夫議員の一般質問は終わります。

1番、遊佐亮太議員。

1番（遊佐亮太君） 私からは、2つのテーマについて今回一般質問をさせていただきます。1つ目は水道事業の持続可能性について、2つ目は基金運用方針についてです。いずれも昨年度の10月定例会における令和5年度の決算審査のときにそれぞれ課題のほうを感じております。次の決算審査のある定例会で一般質問として取り上げようと考えておりました。なので、約1年間温めていたテーマになります。

それでは、通告文を読み上げさせていただきます。1、水道事業の持続可能性について。水道事業会計の収支は、ほぼ収支均衡の状況にあります。そのような中で、大橋浄水場は建て替えが予定されており、かなりの支出が見込まれます。送水管等の設備についても定期的な更新が必要ですが、物価高の現状を鑑みれば、その費用は今後上がっていくことが見込まれます。人口減少が今後進めば収入の減少も進んでいくことが見込まれます。そこで、以下の点についてお伺いします。

1、単価改定の検討。将来試算について考えられているものと拝察しますが、その下の中で単価改定については検討なされているのでしょうか。

2、広域事業化の検討。庄内地域の他市町やほか地域では広域化が進んでいるところもありますが、遊佐町ではその検討はなされているのでしょうか。

3、小規模水道の検討。全てを広域化するのではなく、山間部などは自主水源による小規模水道による

管理も選択肢としてありますが、その検討はなされているのでしょうか。

2、基金運用方針について。当町においては、現行20本超の基金が存在しています。それぞれの基金は、それぞれの条例に基づいて運営をされていますが、その条例の中には目標金額、上限金額、取崩し規定が示されていないものもあるからか、基金全体の総額はこの数年でじわじわと積み上がっている状況です。また、使途が限定されているからか、金額が動いていないように見える基金も存在しています。そこで、以下の点についてお伺いします。

1、財政調整基金。総務省の平成29年調査によれば、財政調整基金を標準財政規模の5から20%の範囲に設定する自治体が大多数で、特に10%前後に集中しています。一方で、20%を上限目標に掲げる自治体も一定数あります。当町の標準財政規模はおおむね50億円強です。答弁の中で財政調整基金は10億円を自安にしていると伺っていますが、これは標準財政規模の20%に当たります。これにはどのような意図、理由、目的があるのでしょうか。

2、基金統廃合の検討。目的が似通っている基金、数年間動きのない基金については、統廃合の検討はなされないのでしょうか。

3、基金全体の考え方。基金の数、総額について、基本的な考え方をお伺いします。

以上になります。よろしくお願ひします。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 壇上から答弁させていただきます。

1つ目の質問であります水道事業の持続可能性についてでございますが、初めに水道事業の概要についてご説明いたします。町の水道事業は、遊佐町水道事業、吹浦簡易水道事業、直世簡易水道事業、白井新田簡易水道事業、箕輪簡易水道事業で形成されていましたが、水道水の安定供給と経営の効率化の観点から、平成29年3月までに全ての簡易水道事業を上水道事業に統合して現在に至っています。事業統合前に一部施設の改築更新を終えていますが、これまで整備してきたそのほかの水道施設もいずれ更新時期を迎えます。一方で、人口減少に伴い水需要の減少が進み、財政の見通しも厳しい状況となることが見込まれます。将来の水道事業の在り方について、長期的視点に立ち、持続可能な計画的運営を実現するため、平成31年3月に策定した遊佐町第二次水道ビジョンに基づいて事業を進めているところであります。

1つ目のご質問であります単価改定の検討についてですが、平成30年度、遊佐町第二次水道ビジョン策定の際に、料金単価の改定について様々なケースを基に試算した経過があります。改定しない場合は、いずれ収支がマイナスになることが試算されています。また、令和6年と令和7年に料金審議会を開催し、水道事業会計の財政シミュレーションについて説明をしています。料金改定を行わない場合は物価高騰などが施設の維持管理費に影響し、供給単価が給水原価を下回ることから、水道料金だけでは費用を賄えなくなる旨説明をしています。現在、水道施設の耐震化更新計画に基づき、管路の耐震化や施設の改築を進めています。財政的については、人口減少に伴う水需要の低下は避けられず、料金収入は減少が続くものと想定しています。財源を確保するためには、料金改定の適正な時期を検討する必要がありますが、水道利用者への過度な料金負担を避ける必要があると考えております。このため、料金改定のみならず、配水区域の見直しや施設を更新する際のスペックダウンの検討など、より効果的な事業運営を同時に検討していく必要があると考えております。

次に、2つ目のご質問であります広域事業化の検討についてですが、遊佐町は平成30年度から庄内圏域水道事業広域連携検討会に参加し、広域化について検討してきた経緯がありますが、庄内圏域では既に広域水道に参加している酒田市、鶴岡市、庄内町、県企業局で平成28年度から広域化に向けた検討会などを開催しており、また平成30年度には内閣府の支援を受けて事業統合に向けた調査委託業務も実施されており、広域化の大枠が既に決定している状況がありました。このような状況から、広域化の事業着手まで期限があり、仮に遊佐町が広域化に参加の意思を示すとゼロベースからの調整作業が必要となり、期限に間に合わない状況であったため、スケジュール的なことも考慮し、今回の広域化への参加は困難であると判断し、4団体が統合した後に再度統合について検討することにいたしました。その後、庄内圏域水道事業広域連携検討会は定期的に開催される予定でしたが、令和2年度から新型コロナウイルス感染症が拡大したため、当面の間、会議の開催が見送られ、令和4年度からウェブ会議による会議が再開されています。この庄内圏域水道事業広域連携検討会では、2市1町による広域化のみならず、令和7年1月に県が策定した庄内圏域水道基盤強化計画について、遊佐町を含めた庄内圏域の連携の在り方について検討がなされてきましたものであります。今後もより効率的な事業運営を図るために、広域化の在り方について継続して協議を行っていきます。

そして、3つ目のご質問でありますが、小規模水道の検討についてですが、町内には町が管理する水道事業と組合などが管理する水道事業があります。町が管理する水道事業には、特定の地域だけに給水を行う落伏配水池や広野配水池、白井配水池などがあります。また、組合などが管理運営している施設として、東山飲雑用水、金俣専用水道、月の原専用水道があり、それぞれの施設の管理は各集落で行っている状況にあります。町の水道事業の効率的な運営を検討する際に、各施設の統廃合についても検討の一つとして挙げられます。規模の大きい配水池1か所から町内の全区域へ給水をすることは、技術的には可能と思われます。しかし、その建設事業費や維持管理費などの将来負担を考えたときに、必ずしもそれが最善の手法ではない場合もあります。また、災害発生時のリスクを考えた場合に、メインの水道施設が停止した場合は全ての配水池に水が送水できないことなどが予想されます。ただ、山間部にある小規模な水道施設はいずれも老朽化が進んでいます。今後小規模水道施設の在り方について、第三次遊佐町水道ビジョンの策定と併せて計画を進めてまいります。

続きまして、2問目の質問にお答えさせていただきます。基金運用方針について、本町で設置している基金につきましては、施設の維持や整備、特定事業の財源確保のため、貸付事業など特定の事業を運営する原資金とするため、条例に基づき設置し運用してきました。財政調整基金につきましては、経済事情の著しい変動などにより財源が著しく不足した場合や、災害対応や緊急の大規模事業実施、そのほかやむを得ない理由により生じた経費の財源に充て、財源不足による住民サービスの低下がないよう、年度間の財源の調整を行うことを目的に積み立て、必要とあれば取崩しを行い運用しています。その年度ごとの積立額や基金積立額の上限目標については、法令や指針などで明確な基準はなく、各地方公共団体の財政規模などに応じて自主的な判断に委ねられています。本町における財政調整基金積立額の上限目標については、規定などにより定めたものはありませんが、標準財政規模の約20%である10億円を目安に、地方財政法第7条で定める決算上の剰余金の2分の1以上の積立てのほか、決算見込みが固まってくる年度後半の補正予算において積立金を計上し、積み増しを行ってきました。この10億円という目安については、さきに述

べた財政調整基金の目的を踏まえ、例えば災害が発生した場合、その復旧事業が複数年度に及ぶ可能性もあり、当該年度だけでなく、翌年度以降も財源不足が生じる可能性もあることから、より確実に財源確保するために設定しているものです。災害復旧事業による財源不足への対応だけが目的ではありませんが、昨年度の災害対応のための基金取崩し状況を踏まえ、今後も適正な目標設定とその積立てに努めていきます。

各種基金につきましては、条例に定める目的のため設置し、目的実現のための事業に充当し、運用されています。その設置は年度が異なり、設置に至った経緯も様々です。また、実際の事業実施に当たっては、各種補助金や過疎債等交付税措置がある有利な起債など、ほかの財源を優先的に対応し、基金の取崩しが必要ない場合もありますので、年度により積立て、取崩しの状況は異なり、数年間動きがない基金もあります。現時点での統廃合の検討は行っていませんが、目的を複数設定して統合するなど、運用しやすい体制に変更が可能か、これまでの経過や関係機関などへの影響も踏まえて検討していきます。

基金全体につきましては、財政調整基金も含め、現時点における行政運営、地域課題解決事業の実施に特に財源確保が必要なものを設置していると考えています。それらの目標額については、遊佐パーキングエリアタウン整備基金は以前から10億円を目標として積立てを行ってきましたが、その他の基金の目標額につきましては、法令や条例などで定めるもののほかは設定していません。基金全体総額についても具体的な基準はありませんが、基金充当対象とならない事業の一般財源を確保しながら、長期的に見て財源が必要な基金に優先的に積み増しを可能な限り行い、緊急的な対応や将来の事業の確実な実施に向け、備えたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。詳細につきましては、所管の課長をして答弁いたさせます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（高橋冠治君） 1番、遊佐亮太議員。

1番（遊佐亮太君） ご答弁いただきありがとうございました。ここからは自席にて質問をさせていただきます。まず、水道事業の1番、2番、3番と深掘りさせてもらいまして、その次に基金について質問のほうを移したいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。なので、最初は地域生活課さんになりますので、お願ひします。

1つ目の単価改定の検討ですけれども、正直これは避けられないものというふうに私としては認識しております。遊佐町の水は本当においしいです。ちょっと水道、飲み水から離れるのですけれども、トイレの水もすごくきれいだなっていうふうに思っています。子供がいっぱいいるものですから、よく下着を洗わざるを得ないわけなのですけれども、前住んでいた関東ではゴム手袋をして洗っていたわけなのですけれども、今は要らないと、それでも手が荒れないというぐらいきれいな水を使わせてもらっているなと思っております。ちょっとそんなエピソードもありつつなのですけれども、やっぱりいいものは高いなど。それもしようがないのだろうというふうに思っております。料金審議会の中で説明というか、単価改定についてお話ししているということは町長の答弁の中にありましたけれども、なかなか一般の町民にまでその情報が下りてきていないのでないのかなというふうに思っております。例えば持続可能な水道事業の在り方というようなタイトルで町民ワークショップを開催しまして広く町民に現状を知ってもらう、広く意見を

募るということをやられてもよいように思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。よろしくお願ひします。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えいたします。

先ほど町長答弁でも説明させていただきましたけれども、料金審議会の際に水道事業の財政状況につきまして提示いたしております。いずれ料金改定が必要であるというところはご理解をいただいたところでございました。それから、持続可能な水道事業の在り方についてでございますけれども、今おっしゃいましたワークショップというようなお話もございましたけれども、町民に水道事業の現状を周知する方法ですとか、それから町民から意見を募る機会、そういう創出を検討したいと考えてございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 1番、遊佐亮太議員。

1番（遊佐亮太君） さんゆうとか私よりも皆さんのはうがよくご存じだと思うのですけれども、湧水がどばどば出るところが町内複数ありますので、そちらで水をたくさんくんで持つて帰られている方も多いいらっしゃるかというふうに思います。そういうご家庭ですと、あまり実は水道料金かかっていないということもあるのではないかなどと思ひますし、ご自宅の中に井戸が生きていて湧いているというような家庭もあるのではないかなどというふうにも思っております。なので、自分の家庭での水道料金が幾らかというのは結構家庭によってまちまちなのだろうなとも思っております。ですから、私なんかは移住者なのですけれども、井戸というか、湧水のところに行ってポリタンクを10個とか20個とか持つていて、くんで持ち帰つてというのはなかなかできないなと。正直家庭の中にそういうことができるぐらいの人数がいればいいのですけれども、なかなか現役世代でそれ難しいのではないというのが正直な感想でございまして、これからやはり移住促進をしていかなければいけないとは思ひますけれども、なかなか全移住者の方々にそれやってくれというのも酷な話かと思ひますので、そこら辺も含めて水道事業がどうあるべきかという丁寧な合意形成が必要なのではなかろうかなというふうに思っておりますので、ぜひご検討のほどよろしくお願ひいたします。

続きまして、2つ目の広域事業について話のほうを移したいというふうに思ひます。まず、広域事業というところの前提条件の確認をしたいのですけれども、新聞報道とかで庄内のところで遊佐町を除く他市町でそういった企業団の形成が進まっていることは把握しております。その中で、遊佐町と庄内地域のほか市町とでは取水の仕方が大きく違うので、そう簡単に遊佐町がこの広域水道企業団に入ることはできないというふうに認識しています。というのは、遊佐町の水源は湧水、地下水が主になりますけれども、庄内の他市町というか、ほとんど全国の自治体はダムであったりとか大きな川、そこら辺なら最上川から取水して水道水に充てていると。遊佐町に月光川ダムありますけれども、これは治水目的のダムであって取水はしていないというところで、ほかの全国にあるダムとは意味合いが大きく異なるというふうに認識しています。そのため、遊佐町内の水道を送るための送水管は遊佐町内で完結しており、広域化をしてほかの市町と送水管をつなげようとするのであれば、日向川をまたいで送水管を接続しなければいけない、日向川をまたぐ送水管を複数造らざることには遊佐町にほかの市町村からの水は入ってこないという状況なのだと思っています。その送水管を設置するのにどこの市町村がどう費用負担するとか、そういう

問題はあると思うのですけれども、一つ言えるのは、あの大きい川に何本も、しかも遊佐町民のそれなりの人数に水を届けるためとなると、かなりの太いパイプを造らなければいけないのだろうというふうに思いますので、いわゆる広域事業に参加しようと思ったら相当な費用がかかってくると、そんな簡単に参加できるものではないというふうに思っているのですけれども、まずその前提の条件の理解でいいかどうかを確認したいと思います。よろしくお願ひします。

議 長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えいたします。

ただいま遊佐議員のほうからお話がありました前提条件、こちらで議員おっしゃるとおりというふうに考えております。なかなかただいまお話ありましたとおり、広域に参加するためにはどうしても物理的に日向川を越えなければならないということがございます。現状、日向川よりも北側に南鳥海ですか西谷地ですか酒田市のエリアがあるわけですけれども、そちらのほうに今酒田市のほうで水道を送るということで行って、吹浦—酒田線になるのですか、日向川のサケの採捕場があるあそこの橋ですか、あるいは石辻集落のところの3、4、5号になるのか、ちょっと詳細は承知しておりませんが、数か所は多分送水管が橋梁に添架されているのだとは思います。ただ、それはそれだけの集落に対して送水するだけでいいわけなので、そういう規模の送水管になると思うのですけれども、これが遊佐町全域への送水となると新たな管路を布設する必要があると考えております。日向川を越えるためにそういう規模の送水管整備するとなれば、それなりの大きさの橋梁添架管あるいは水管橋の整備が必要ではないかということで膨大な費用になると想定をしているところでございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 1番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） ありがとうございました。こういうわけで遊佐町の水道の問題については、うそか本当か、一応本当なのでしょうけれども、酒田市との合併協議の中でも大きく話題というか、ありますて、最終的に酒田市との合併からはこの水道を理由に外れたというふうにも聞いておる、根が深い問題なのだろうというふうに思っております。とはいって、遊佐町まだまだ人口たくさんいらっしゃいますので、この方々に水を届けるということも行政としてやっていかなくてはいけないことだと思いますので、単純にこの広域化というのは国のほうで推進している状況ではありますけれども、遊佐町の場合はそう簡単にそこに飛びつけない状況だと。ではどうするのだというところは、先ほどの町民ワークショップというお話をさせてもらいましたけれども、やはり遊佐町民の方々としっかりと合意形成していって考えていかなくてはいけない問題なのではないのかなというふうに思っております。薄々は、いつかは値上がりするのだろうというのは分かっているとは思うのですけれども、そうはいってもほかの電気代であったりとかもどんどん上がっていく中で、水道もとなるとちょっと家計つらくなってしまいますのでと思っております。町長答弁の中で、広域化の在り方について継続して協議するというようなお話をいただいております。いわゆるハード面で広域化にフルコミットというか、完全に広域化していくということは正直難しいとは思うのですけれども、ではどういう在り方の広域化があるのかと、どういうやり方で今後検討していくのかというところについてお伺いしたいと思います。また、相手があつて向こうの広域化の話に乗つかっていくわけですから、まずは相手方と話合いの場を設けないことには何も進まないのではないかなと思っており

まして、まずは開催されている会議にオブザーバー参加するですか、そういったところから始めるのではないかかなと思うのですけれども、ここについてはいかがでしょうか。よろしくお願いします。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えいたします。

広域化の今後の協議についてということでございますが、令和8年4月に事業開始予定の企業団と遊佐町との連携についてでございますが、例えばハード面はなかなかハードルが高いということですが、ソフト面といいますか、職員研修の合同開催ですかメーター器の共同購入、それから薬品の共同購入等について検討していくということにしております。それから、統合準備協議会の会議への参加についてですけれども、企業団の構成市町ではありませんので、今のところ参加は考えていないという状況でございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 1番、遊佐亮太議員。

1番（遊佐亮太君） いろんな機器の共同購入があったりとか、研修会の合同開催というところがあるのではないかとお伺いいたしました。まずそういうところからでもいいのかなというふうに思います。別に向こうの会議にオブザーバー参加で入っていかないでも、近いですから、いろんな場面で接点もあるし、話合いの場もあると思いますので、庄内の中で庄内の一自治体として彼らの取組について我々も一緒になってやっていけるような形が望ましいのかなというふうに思っております。

最後に、水道事業の最後として、小規模水道のところに話を移したいと思います。町長の答弁の中でも特定の地域に給水を行う配水池が幾つかあるというところでお伺いしております。この小規模水道をちょっともう一回見直すということも必要ではないかなと思っております。1個の小規模水道で町全体までいかないまでも、高瀬地区とか何か地区全体に回すとか、それはちょっと大きい話だと思うのですけれども、せめて隣の集落にまで届けましょうとか、ではもう一個別的小規模水道を新たに造りましょうとか、なかなか大橋浄水場をどんってやって、ほかにもあるかもしれませんけれども、大きいもので町全体というのもだんだん難しくなってくるのではないかというふうに思っております。ちょっと小さい規模、中規模を幾つか置いていったほうが今後の人口減の時代、あるいは物価高騰の時代においてはむしろ効率的になることもあるのではないかと思っているところであります。第三次遊佐町水道ビジョンを今後つくられるというお話で、その中で小規模水道施設についてもご検討されるかというふうに思っております。排水区域の見直し、大きい施設のスペックダウンというところもお話ありましたけれども、小規模水道の在り方についても、ぜひちょっとお考えいただきたいかなというふうに思っているところです。やはりそういうところまでやって単価改定となれば、これは仕方ないかなと思うのですけれども、なかなかちょっと単純に値上げと言われても、もうちょっとできなかつたのかなというふうに思ってしまうところがあると思いますので、ちょっとお考えのところを一旦お聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えいたします。

先ほどの町長答弁でもありましたけれども、小規模水道施設をほかの施設と管路でつなぎまして一元的に管理することは可能であると考えておりますけれども、費用対効果を考えたときに莫大な建設費用が生じ

ること、また維持管理を要する管路の総延長、これが増加するということでなかなか現実的ではないのかなど考えてございます。これらのことから小規模な水道施設の更新等に当たりましては、より効率的な事業運営を進めるため、耐震化工事計画の中で検討してまいりたいと考えております。先ほど町長答弁でもございましたように、今後大橋浄水場の改築ですとか、そういった計画もございますので、そういったところの規模感をどうしていくのかとか、そういったことも考えながら、そういった小規模水道施設のことも含めながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 1番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） ありがとうございます。なかなか水道事業と一口に言つても、根が深い問題があるなというふうに思つておりますが、本当に水がないと生活できないのだなと思っておりまして、ぜひしっかりと計画を練つていただいて、町民と合意形成図れるようなやり方をしてもらえばなというふうに思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、基金のところに話を移していきたいと思っておりますので、総務課長様よろしくお願ひいたします。まず、基金なのですけれども、私としては基金というのはためるためにただためるのではなくて、使うために確保するものだというふうに考えております。金額の大きい財政調整基金について、まず1項目置いてお話をさせてもらいましたけれども、10億円を目安にというところで何度かお伺いもしております。10億円は10億円で、いいといえばいいのですけれども、では何のためにこの10億円なのというのがちょっと見えにくいというか、目的を持つことが必要ではないかなと思っております。町長答弁の中でも災害対応のためですか急な支出に備えるためですか、いろいろお話をありましたし、財政調整基金というのはそういう目的で確保していくものだろうというふうには思つております。そのためには遊佐町の財政規模で幾ら確保しておく必要があるのというふうに考えていくのが普通の考え方かなというふうに思います。

では、昨年度、7月25日に大雨災害がありまして、財政調整基金もその中で活躍したなというふうに思つております。ですけれども、まだ財調、決算の数字を申し上げますと、8億6,609万6,232円がこの議会で審査する令和6年度の3月末の決算時点での金額かなというふうに思つておりますが、これが多い少ないというかもあるのですけれども、では10億円というその金額の妥当性ってどこにあるのかというところは思つております。ちょっとなかなかお答えしにくい質問かもしれませんけれども、10億円が妥当なのか、いや、むしろ多いのではないかというふうにも思うのですけれども、ここについていかがでしょうか。よろしくお願ひします。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

財政調整基金の目標額につきましては、先ほど町長が壇上の答弁でも申し上げましたとおり、各地方公共団体の財政規模等に応じて自主的な判断に委ねられているものと認識しております。本町では具体的に目標額を定めたものはございませんが、これまで財政標準規模の約20%の10億円を目安に積み立てております。まず、この10億円が今のところ妥当な目標額ということで認識しております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 1番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） まずはありがとうございます。多分この財政標準規模は、53億円になったのかな、直近では。ではあると思うのですけれども、昨年度は何億円か下回ったと思うのです。さらにその前はもうちょっと低かったかなと思いますし、いやいや、そもそも今予算規模が100億円を、災害復旧もあったからだと思うのですけれども、100億円を超えるという状況になっておりますけれども、その前はいかなかつたと思うし、もっともっと少なかつたというふうに思っております。その中で、財政調整基金は幾ら持つという考え方も変わってきたと思います。そこら辺の細かいその経緯とか、なかなかちょっと追いにくいところはあると思うのですけれども、やはり今の遊佐町にとって何億円が適正なのかというの、いろんな指標を見ながら判断しておく必要があるかなというふうに思っておりますので、10億円と決めつけないで、では遊佐町だったら幾らなのだろうというふうな視点でもって考えてもらえるといいのではないかというふうに思っているところでありますので、よろしくお願ひします。

続いて、2番で基金の統廃合について触れさせてもらいました。目的が似通っている基金、数年間動きのない基金と申しましたけれども、具体的に言うと健康づくり推進基金、スポーツ振興基金、教育文化基金というのがありまして、この3つが基本的に動いていないというものとしてあります。3年、4年少なくとも動いていないかなと思っております。先ほど申したとおり、基金というのはためるためにためるのではなくて、使い道を持って使うために確保するものというふうに思っております。使わないのだったらなくしてしまえばいいのではないのと率直に思ってしまいますので、例えば使わないのだったら財政調整基金に全額繰り入れるとか、私としてはそうではなくて逆にもっと使いやすいようにこの3本統合して、もっと機動的に使っていけるようにしたらいのではないのというふうに思っております。町長答弁でもあったように、これらの基金が設置された年度であったりとか、その背景についてはそれぞれあると思いますので、またそこをひもといいていくと時間がかかってしまうのですけれども、基本的にはこの健康づくり推進、スポーツ振興、教育文化というのはいずれも町民の心身の健康の向上、学びの向上を目指すものというふうに捉えられます。例えばですけれども、もう単純に健康、スポーツ、文化振興基金として統合し、より使い勝手のいいものに変えていくということもできるのではないかと思うのですけれども、これについていかがでしょうか。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） まず、ご提案ありがとうございます。あまりこのようなことをちょっとこれまで考えたことがなかったものですから、目からうろこという感じにも思われるのですけれども、本当にある意味画期的だなというようなご提案だと思いますけれども、こういった統合を含めた運用のしやすい基金への見直しについてでございますけれども、こういうことが変更が可能なのかどうか。あと、これまでの経過、あと関係機関、関係団体への影響も踏まえて、今後まず参考にしながら、ちょっと検討の材料に含めていきたいと考えております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 1番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） 分かりやすい例としてこの3つを取り上げましたけれども、ほかにもこれ何なのだろうというのも幾つかあつたりしますので、1個1個丁寧に見ていくことが必要かなと思っておりま

すので、よろしくお願ひいたします。

続いて、あまり使われていない基金というところで、よく予算の質疑の中でもお聞きしているなと思うのですけれども、観光施設整備基金というのがございます。今回の補正予算においても観光施設整備事業として、故障した設備の修理や更新費用が補正予算に計上されておりまして、その財源としてこの観光施設整備基金からの繰入れのほうもございました。一方で、町債もあるようです。その具体的な補正予算の中身については、今は一般質問の場ですので、ここで掘り下げるつもりはないのですけれども、観光施設の設備故障によって観光施設の稼働日を縮小せざるを得なかつたというふうに聞いております。そうしますと単純に、観光施設は大体三セクさんが運営されていると思うのですけれども、三セクさんの売上げ減につながるというところも広い意味では町にとって大きい打撃だなというふうにも思っておりますし、観光施設の稼働日縮小、売上げ減というのは関係人口を得るということの機会損失につながっていきますので、移住、定住を促進しようという町の施策に対して反しているというふうにも考えております。確かに古い施設もあると思うのですけれども、何とか多くのお客さんに泊まってもらって、遊佐町を知ってもらって好きになってもらうということをしていかなくてはいけないと思うのですけれども、そんな何か壊れたから施設今日は泊められませんって、それはちょっとないのではないかというふうに思つてしまつたところがありました。せっかくこの観光施設整備基金というのがあるのですから、それであれば例えば急な故障に備えて、当初予算の段階で観光施設の緊急修繕枠としてこの基金から数千万円繰り入れておいて、専決処分だとかあるかもしれませんけれども、機動的に使えるような状況にしておくとか、そもそも観光施設整備基金ってそういうふうなためにあるのではないかと思うのですけれども、ちょっとそういう観点で何とか、いろんな基金ありますけれども、観光施設、何とか稼働日、稼働率、売上げを上げていくように、せっかくある基金を使ってもらいたいなと思うのですけれども、これは企画課なのか総務課なのか、分からぬのですけれども、ちょっとこの基金と観光施設の稼働のところについてお考えをお聞きしたいというふうに思つております。

議長（高橋冠治君）　　鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君）　　今のご質問、観光施設整備基金について、緊急対応のため当初予算に観光施設整備基金から数千万円繰り入れてはどうかというご提案でございましたけれども、観光施設整備基金につきましてはこれまで緊急の施設改修事業費に充当してきました。その基金からの繰入れにつきましては、これまで具体的な事業実施と事業費が決定し、査定を経て歳出に事業費が予算計上されたものについて、国、県の補助金、あと地方債の対象とならない部分の財源として、当初予算、補正予算において基金を取り崩して、繰入金として歳入に計上して事業費に充当してまいりました。議員ご提案の緊急修繕枠というものにつきましては、具体的に決定した事業の予算ではなく、緊急時に備えての概算的な事業予算と理解しておりますが、年度内の緊急対応の有無や事業規模、補助等の事業財源が不明な点、あと予算全体のバランスから事業費とこれに充てる基金繰入金を予算に計上するということは難しいところではございますが、改修の緊急度、あと改修が必要な時期を踏まえ、所管する企画課と調整しながら、事業費の計上、あと基金繰入金を含めた財源の確保を行い、必要があれば臨時議会での補正予算案上程等、必要な措置を取りたいと考えております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 1番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） ありがとうございました。なかなか事業実施前に補助金の申請等々をしないと下りてこないということもあると思いますし、起債についてもそういう面があるのかなというふうに思っております。起債のほうが有利とか、そういうお話を聞いたりはしますけれども、ハイシーズンってあると思うのです。ゴールデンウイーク前とか海開きのときとか。では、その前に徹底的に点検するための費用として充てるとか、開けました、動きませんではなくて、開ける前に分かるようにするというふうなことも必要ではないかなと思いますので、ご検討いただければなというふうに思います。

最後にですけれども、基金総額というか、基金全体のところに移りますけれども、今度の一般質問で基金についてやろうと思うのですよってほかの自治体の議員さんとお話ししていたら、うちの自治体では基金は起債のための担保として積み上げているのだと。だから、多ければ多いほどいいというか、そのために基金があるのだというようなことをおっしゃっている方がいらっしゃいました。なるほどと、そういう考え方もあるのだなと。担保ということであれば、確かに基金多いほうが借りられる起債の金額も大きくなるのかなというふうにも思います。そういうふうに目的があって基金を積み上げていくというのであれば分かる部分もあるのですけれども、基金全体幾らが目標ですか1個1個の基金はこのぐらいですというのがないまんま何となく毎年どんどん、どんどん増えていって、何となくそこの基金から使うのではなくて、起債のほうがいいからとかいう理由で起債優先でいって、基金が使わずに手つかずでたまつてとなると、何か締まりが悪いかなというふうにも思ってしまいます。以前もお話ししましたけれども、今物価高ですので、そうすると今100円で缶ジュースが1本買えるとして、来年も100円で缶ジュースが1本買えるとは限らないと思っているのです。来年は110円入れなければ缶ジュース買えないということもあると思うのです。そうすると、今10億円基金があるとして、来年は物価の感覚でいうと9億円に価値が減衰しているということもあり得ると思うのです。なので、物価高の時代においては、先手先手といつてもやっぱりある程度確保しておく金額は設けないといけないと思うのですけれども、それ以上持っておくことはかえって損ということもあるのではないかというふうに私なんかは感じております。例えば財政調整基金と減債基金ってありますけれども、この2つを足して10億円、パーキングエリアタウン整備基金10億円を目標に積み立てる。それ以外の基金は、いろいろありますけれども、先ほどの観光施設整備基金であったりとかスポーツ振興基金ですか、いろいろ基金ありますけれども、そういった基金は全部足しても5億円。なので、総額25億円までに抑えますというような一つの目安金額があっても、設定もできるのではないかかなと思うのですけれども、こうした考え方についてご見解を伺いたいなというふうに思っております。よろしくお願いします。

議 長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） 今のご質問でございますけれども、ご提案といいますか、基金の目安設定についての考えはということでございましたけれども、基金の積立金の目安につきましては、町長の壇上の答弁でも申し上げましたけれども、遊佐パーキングエリアタウン整備基金は以前から10億円を目標として積立てを行ってきました。その他の基金、基金全体の総額の目安につきましては、条例等で定めるもののはかは設定しておりません。基金につきましては、パーキングエリアタウン整備事業のような一事業の財源確保のための基金だけではなく、今後長期にわたり続く事業の財源確保とする基金もあります。また、積

立金の財源の多くは一般財源であるため、他の事業財源と兼ね合いもあり、毎年決まった額を積み増ししていくことが難しい場合もございますし、あと基金だけが過剰に積み立てられ、その結果、ほかの事業が財源不足で縮小していくことも財政状況の本来の形ではないと考えております。議員ご提案の目安の額がふさわしいかどうかにつきましては、今後の事業計画に照らして検証が必要になりますし、一定の目安を設定する場合でも、長期の財政状況やこれまでの災害対応等緊急対応事業費を踏まえて、どれだけあれば事業実施のための目標額を達成し、今後緊急対応が何年可能かどうか、可能という額を設定しなければならなくなります。本町としましても町長の壇上の答弁のとおり、基金充当対象にならない事業の一般財源を確保しながら、長期的に見て財源確保が必要な基金に積み増しを可能な限り行いながら、緊急的な対応や将来の事業の確実な実施に向けて備えていきたいと考えております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 1番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） ご答弁いただきありがとうございました。時間もちょうど1時間になるというところでございます。先ほど物価が上がると缶ジュースの値段も変わってくるよねというお話もさせてもらいましたけれども、例えの話ですけれども、お金を生き物だというふうに思っております。お金も生き物。生き物である以上、何のために生まれてきたかとか何をするのだというの、そういう意思があるのではないかなどというふうに思っております。お金は使われるためには生まれてきていると。使われないお金は、死蔵という言い方もありますけれども、そうではないかなというふうに思っております。確保するというのはそういう意味で使っていると思うのですけれども、何となく積み上がっていくというのはちょっと町税の在り方として違うのではないのかなというふうに思っておりますので、ご検討いただければというふうに思っております。

以上で私からは終わります。ありがとうございました。

議 長（高橋冠治君） これにて1番、遊佐亮太議員の一般質問を終わります。

6 番、本間知広議員。

6 番（本間知広君） それでは、私のほうからも通告に従いまして一般質問をしたいと思います。私今回は町の総合発展計画ということで10年後を見据えた質問になるのですが、ちょっと話がのっけから外れるかもしれないのですけれども、先日最低賃金の記事が載っておりまして、目ん玉が飛び出たわけですけれども、2005年、20年前、六百幾らだったと思います。それから10年ぐらいは恐らく100円、10年かけて100円上がるか上がらないか、700円ぐらいだったかなと思うのですけれども、そこから10年、特にこの三、四年の上がり幅が大きくて、本当に毎年毎年目ん玉が飛び出る時期なのですけれども、これが今後10年いくのかと。10年後1,500円ということになると、単純に1年で50円ずつばんばんばんと上がっていくということになるのですが、手取りが増えるとか時給が上がるというのはいいことなのでしょうけれども、やはりいろんな立場の方がおられますので、なかなかその対応に苦慮される方も逆に出てくるかなというふうに考えているところです。

すみません。話戻りますけれども、今回は遊佐町総合発展計画、この10年後、10年間かけてのことになるのですが、その考え方につきまして質問をしたいというふうに思います。町の、言わずもがなでありますけれども、最上位計画であります総合発展計画がこのたび令和8年度から第9次として1年前倒しで

策定をされます。そもそも第8次計画というのは平成29年度から10年間でありますので、令和8年度までというものであったのですが、この間の世の中の変化というのは、皆さんご存じのとおり、すさまじいものがありまして、いわゆる社会情勢に対応するためという理由から計画の策定が1年早まったということでございます。また、今回の計画から、遊佐町のまち・ひと・しごと創生総合戦略というのがありますけれども、これを包含した形で策定をされるということのようです。そもそもこの2つの計画、戦略、名称は違うのですけれども、自分としてはその目的というのはほぼほぼ同じではないのかなというふうに認識をしておりましたので、手法としては個人的には一定程度理解はできるものであるということです。もちろんそれに対応して、今までの体制ですかそれぞの審議の内容というのも変えていくようあります。そもそもですけれども、この総合発展計画というのは、ご存じかと思いますけれども、基本構想と基本計画と実施計画、この3層構造になっているものです。それぞれの期間といいますか、基本構想については10年、基本計画については5年と、5年ごとに前期、後期で見直すということ。あと、実施計画については3年ごと、3年一くくりということになるのですが、毎年その状況を見ながら直していくという流れに今までなっております。つまりこれは10年後の遊佐町というのを、繰り返しになりますけれども、見据えた計画ということになります。第8次計画においての基本理念というのがありますと、これ皆さん再三お聞きになったかと思いますけれども、オール遊佐の英知を結集ということでありました。それで、今回の第9次の構想案には、チーム遊佐で幸せあふれる町をつくるというのが基本理念ということになっております。この理念は、この先10年の遊佐町を見据えたものであるというふうに理解をしていますし、どのような町の姿をイメージしているのかというところからいえば大変大きな意味を持つというふうに認識しております。国としてもそうなのですけれども、町の現状として人口減少、特に少子化が大きな課題となっておりますけれども、過去5年の出生数、令和3年度が44人、4年度が49人、5年度が29人、6年度は30人がありました。そして、今年度、7年度の8月31日現在、何人の届出があるかというと10人です。8月31日現在で10人。これは、何とも致し方ないということで受け入れるしかないということなのですけれども、また財政面も、再三町長のほうからもお話をありますけれども、恐らくは大変苦しい状態だということは否めないと思っております。理由はやはり昨年の大雨災害によります復旧費用であります。これは、被害額に対して町の持ち出しが大きかったということが大きな要因かなというふうに認識しております。そのような中に8年度には、来年度には新道の駅の整備ということで予定をしております。昨今の物価高の影響で事業費がどのようになるか、そういったことの不安材料もあるわけでありますけれども、またまちづくりセンターについては一区切りついた形にはなっておりますけれども、そのほか先ほど一般質問でもございました老朽化している公共施設等々維持管理どうするか、このようなハード面だけでなく、ソフト面でも多くの課題が山積しております。こうした町の財政も含めた状況、社会情勢などを踏まえて、どのような考え方で10年間の計画を立てていくのか伺いまして、壇上からの質問といたします。よろしくお願いいたします。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） それでは、6番、本間知広議員のご質問に答弁させていただきます。

本町では、平成29年度からの10年間を計画期間とする遊佐町総合発展計画、第8次遊佐町振興計画に基づき、オール遊佐の英知（町民力）を結集を基本理念としてまちづくりを進めてきました。また、令和3

年度から5年間を計画期間とする第2期まち・ひと・しごと創生遊佐町総合戦略に基づき、人口減少の克服と地方創生を目的とした事業に取り組んできました。この間、人口減少や少子高齢化、頻発する自然災害、デジタル化の進展など社会情勢は大きく変化してきており、町民皆様の暮らしにも様々な影響が現れています。こうした社会情勢への変化に対応するため、第8次振興計画の期間を1年短縮し、令和8年度以降の総合的かつ計画的なまちづくりの指針となる新たな総合発展計画を策定します。本計画は、行政の各分野における計画や方針を統括する最上位計画であり、中長期的な視点に立ち、今後の町政運営の指針となるものです。また、町民と行政の協働によるまちづくりを進めるための共通目標として必要な施策を分かりやすく示し、まちづくりへの積極的な参加を期待するものです。計画策定に当たり、町の人口動態などの概況調査や町民アンケート、町民ワークショップ、現計画の評価検証などを行いまちづくりの課題を整理しています。まちづくりの課題を克服していくためには、遊佐町まちづくり基本条例に掲げる町民と行政の協働によるまちづくりを進めることで、町民の郷土愛を醸成し、先人たちが積み重ねてきた歴史、文化を次の世代に引き継ぎ、町民一人一人が自分を大切にし、幸せを感じられる町を目指していくことが重要であると考えます。あわせて、町民だけでなく町外から遊佐町を応援してくれる全ての方がチーム遊佐の一員となり、持続可能な遊佐町を目指していくことも大切であると考えています。

総合発展計画では、10年後の将来像実現に向けた基本目標を掲げ、課題解決、目標達成に向けた取組を進めています。また、前期5年間で優先的に取り組む重点プロジェクトを定めます。計画の進捗管理に当たっては、数値目標の達成度、成果について毎年評価検証し、必要に応じて計画や目標の見直しを行うなど着実な進捗管理を行っていきます。また、厳しい財政状況の中で計画を進めていくためには、必要な財源の確保を図りながら真に必要な公共サービスを見極め、事業の選択と集中、縮充の考え方方に立って予算の重点化、効率化を進め、持続可能な財政基盤を構築する必要があると考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただき、所管の課長をして詳細は答弁いたさせます。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（高橋冠治君） 6番、本間知広議員の再質問を保留し、3時10分まで休憩いたします。

（午後2時55分）

休

憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後3時10分）

議長（高橋冠治君） 6番、本間知広議員の再質問を保留しておりましたが、これを許可いたします。

6番、本間知広議員。

6番（本間知広君） ただいま町長から壇上から答弁いただきましたけれども、それでは私も自席から質問をいたします。

やはりまちづくりをどうしていくかというところの答弁内容としては、課題克服には協働によるまちづくりを進めるという文言があったかと思います。あと、郷土愛ですとか先人たちが積み重ねてきたものをやはり次世代に引き継いでいくと、そういうことが大切であると。幸せを感じられるまちづくりを目指す

ことという文言があったと思いますけれども、そこら辺は私ももちろん共感いたしますし、先ほどのチム遊佐の基本理念にも通じるものがあるのかなというふうに思ったところであります。ただ、これは今に始まったことではなくて、前々からやはり協働によるまちづくりということは目指してきた経緯があったと思いますけれども、なかなかやっぱり具体的に目に見える形でなっていくにはちょっとハードルが高いのだなといつも痛感をしていることもあります。ただ、やっぱり諦めたら、何かの漫画ではありませんけれども、諦めたら試合終了なので、そこはしっかり引き続き何らかの形で取り組んでいって、皆さんの理解を得ながらまちづくりを進めていかなければならぬのかなというふうにも思っているところであります。あとそれと、その後になりますが、答弁の中で計画の進捗管理というところがございました。この辺からちょっとお伺いをしたいなというふうに思いますけれども、流れとしては数値目標の達成度、成果についての評価検証という話がございましたけれども、必要に応じて見直しを行っていくという答弁だったと思いますけれども、これは自分の認識というか、自分の主観で言うと、前にまち・ひと・しごと創生総合戦略でやっていたことだったように記憶をしているところなのですが、今後計画を進めていくに当たり、全協でも少しお話ししたかとは思うのですが、もう少しあみ碎いて、どのような体制で具体的に計画のほうを進めていくのか、どういう流れで行っていくのかというところを説明をお願いしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えしたいと思います。

ただいまのご質問に関しましては、総合発展計画の推進体制、進捗管理の部分でのお尋ねかと思います。初めに、推進体制の部分のお話からさせていただきたいと思いますけれども、前段で本間議員のほうからもご説明等をいただきましたけれども、これまで総合発展計画につきましては基本構想、基本計画、実施計画につきまして振興審議会で審議を行ってまいりました。また、まち・ひと・しごと総合戦略の部分につきましては、施策の成果及び達成度について、毎年外部評価委員会でのヒアリング、検証ですとか振興審議会の委員に各金融機関の支店長様、酒田青年会議所の理事長様、その他外部有識者の方を交えた形で地方創生推進会議での審議を実施してまいりましたところでございます。次期、第9次の計画でございますけれども、総合発展計画と総合戦略を一体的に策定するために地方創生推進会議のほうは廃止をさせていただきまして、振興審議会1つに統合をさせていただいたものでございます。

総合発展計画の進捗管理につきましては、先ほど本間議員もおっしゃいましたとおり、これまでの総合戦略の進捗管理の手法を踏襲する形を取りたいなと思っておりまして、施策の成果及び達成度について、毎年外部評価委員会でのヒアリングによる検証並びに振興審議会での審議を行いたいと思っております。振興審議会では毎年施策の成果及び達成度について審議するため、これまで実施してまいりました実施計画、個別具体的な計画の部分になりますけれども、実施計画については今後審議を行わないということを想定しております。総合発展計画に関する10年に1回の基本構想、前期基本計画に関する審議、あとは策定から5年後の後期基本計画策定時の審議、こちらはこれまでどおり実施をしたいというものでございます。また、庁舎内の推進体制といたしましては、新たに町の三役及び管理職で構成する総合発展計画推進本部、こちらと各課の職員で構成するプロジェクト会議を設置しまして進捗管理に当たっていくということを想定してございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 6番、本間知広議員。

6 番（本間知広君） 今の答弁で振興審議会、こちらのほうでの審議内容が今までとは大きく変わる印象を受けました。これまでというと、主に振興審議会だと実施計画について各課から説明をいただきながら審議をしてきたというふうに私としては認識をしております。これがいわゆる計画の進捗管理の審議、イメージでいうと細かいところから何か少し大きいくくりのところに上がったような印象も受けるのですが、それとも、そういうことで認識をいたしました。また、新たに推進本部ですかプロジェクト会議ですか、そういういったところでもしっかりと計画のほうを推進していくということで認識をいたしました。これからはそういういった流れでローリングしていくということになると。分かりました。

すみません。ちょっと話戻りますけれども、ではいわゆる実施計画、基本構想があつて基本計画の部分までは話が何となく理解できたのですが、いわゆる実施計画についてなのですが、これは直近の予算、これに大きく影響する部分になろうかと思いますけれども、実施計画の取扱いといいますか、今後の審議の仕方みたいなところはどうなっていくのでしょうかということでちょっとお聞きいたします。

議 長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

実施計画についてのお尋ねということになりますけれども、これまでのことに少し触れさせていただきますと、実施計画が当初予算編成の指針となると、指針と位置づけた上で予算編成に向かっていくということになっておりましたけれども、そういう基本的な部分は変わらないとは思っております。今後の流れになるのですけれども、今9月に入っておりますけれども、今月の末頃には各課に対しまして実施計画の策定依頼、実施計画案の作成依頼をしていくことを想定しております。その際には実施計画作成に当たっての基本的な方針、考え方をお示しをさせていただいて、それを各課のほうでベースとして踏まえていただいた上での計画をつくっていただくといった流れを考えております。これまで、様式等は若干変わらぬかなと思っておりますけれども、作成いただいた個別具体的なシートを基にしましてヒアリングに臨むという流れを考えております。ヒアリングに際しましてはこれまでと同じなのではありますけれども、財政面を所管する総務課と企画課、両課長なり、あと係長が入っての個別具体的な事業についての確認からさせていただき、意見交換を基にして案を成案に変えていくといったような手順を考えておるところです。それを基にしていただきながら予算編成、予算査定とか、そういう流れに持っていくかと思っていいるところでございます。結局は財政所管と企画所管、事業計画の所管をしている部署との意見交換を重ねて、細かいところも確認をしていきながら、予算的な部分も踏まえながら計画をつくっていくという流れを考えております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 6番、本間知広議員。

6 番（本間知広君） 1点だけちょっと確認をしたいと思いますけれども、では基本計画の部分までは例えば振興審議会ですか、そういうところでいろいろ審議をしていただいて、それを基にした形で実施計画については役場執行部の内部で計画のほうを立てていくという認識でよろしかったでしょうか。ここを1点だけ。

議 長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

この取組自体が今回初めてということもありまして、現状ではそのように考えているというものになります。今後作業等を進めていく上で、こういった手順でよろしいのかというところも出てくるのかもしれませんけれども、現在考えていますのが内部での計画策定ということで実施計画をつくりたいと思っておるところです。

以上です。

議長（高橋冠治君） 6番、本間知広議員。

6番（本間知広君） お金の使い方については我々に任せてくれということなのでしょうか。そういうことで、なかなか実は実施計画について、他の市町村なんかでも、例えばいわゆる振興審議会のようなところで実施計画を審議するというようなことはあまりないという話もお聞きしておりましたので、改めてその体制が変わる、何が変わるという中で、やっぱりやってみないと分からぬところもあるのかなというふうにも思いますし、そぐわないというところがあれば修正をしながらローリングかけていっていただければというふうにも思いました。よろしくお願ひしたいと思います。

大体そんな形で計画が進んでいくと、策定が進んでいくということで何となく理解はいたしました。その流れでいくともう一点、実施計画についてです。これ来年度、8年度の予算にどのように、これからどのような考え方で反映させていくのかということについてお伺いをしたいと思いますけれども、これは財政なので、総務課になるのかな。答弁の最後のほうに選択と集中、縮充という文言がございました。これも選択と集中ということは前々からあった言葉ではありますけれども、個人的な主観として今後やはりこら辺をしっかりと行って予算を振り分けていく努力をしていかないと、今までどおりの流れでいくとやっぱりなかなか大変なのではないかと、この先、思っております、壇上からの答弁でも本当に必要な公共サービスのためにという言葉もございました。選択と集中、拡充ということで文言があったと思います。先ほどの説明であったとおり、いわゆる来年度が初年度、第1期といいますか、初年度の実施計画策定になろうかと思いますけれども、いわゆる選択と集中、拡充という考え方、これをどのように来年度の予算で反映をさせていくかというところで、現時点でお考えがあればお聞きをしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） それでは、お答え申し上げます。

まず、今のご質問でございますけれども、選択と集中、あと縮充について、実施計画策定、あと来年度の当初予算編成の中でどのように反映させていくのかというようなご質問でございましたけれども、今後の実施計画策定、あと予算要求の段階では、前例、あと慣例によらないで検討を行う必要があると考えております、まず総合発展計画で今後設定する基本計画での重点プロジェクトに関する事業には、予算を重点的に配分していきたいと考えております。予算における選択と集中、あと縮充につきましては、当初予算編成に当たり、その考え方をこれまで示してきた経緯がございます。具体的に歳出の削減に当たってどのような考え方を示してきたかということについて申し上げますけれども、まず1つ目が新規事業の予算要求に当たっては、当該係または課単位で既存事業の精査をもって、新規事業と同規模の削減を目指すということあります。あと、2つ目としては、これまで実施してきた事業についても現行制度のまま継

続する意義を再考、ゼロベースで精査し、特に投資効果の見えにくい事業には、新たな事業構築のいかんにかかわらず、廃止または縮小の方向で検討すると。あと、3つ目としては、町単独の補助について補助の时限化を図り、3年を経過したものについてはその効果を検討し、所期の目的を達成したと認められる補助金、特に団体運営費の補助については廃止を検討すると。あと、4つ目としては、イベント、会議、出張等については、経費削減と関係者の負担軽減の観点から回数の減、あと時間短縮、あと参加人員の縮小など、実施方法を検討して予算要求をするとしてきました。また、歳入につきましては、クラウドファンディングと国や県の新規補助事業の活用など新たな制度にも積極的に取り組み、財源を確保していくこととしております。このような考え方をいま一度徹底して、実施計画や当初予算編成の策定に臨んでいきたいと考えております。また、選択と集中、縮充を進めていくに当たっては、地域住民や関係機関、団体の理解を求めながら進めていきたいと考えております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 6番、本間知広議員。

6 番（本間知広君） なかなか厳しい内容だったかなというふうな印象を受けましたけれども、これをやっぱりしっかりと取り組んでいくのだということを、何でこういうことに取り組んでいかなければいけないのかということをしっかりとされる側の人たちに理解をしていかないといけない。先ほどありました地域住民、関係団体の理解を求めるみたいなことをやっぱりしっかりとやっていかないと、これ言い方が適當かどうかあれなのですけれども、またなくなるのか、そういう雰囲気になってしまってもいかがかなというふうにも思いますので、これ町長も何かの件で、何かをやめるには物すごいエネルギーを使うのだというような話をおっしゃっていたように思いますけれども、やっぱり大変な作業だと思います。ただ、いろんなリスクがある中で先々考えていったときに、こういうことをやっぱりちゃんと取り組んで、理解をしてもらって取り組んでいくという流れの10年にしていかないと、もっともっと厳しい状況になるのではないかというふうに思ったところであります。私も何かお話をあれば、こうなのだよというようなお話をさせていただければなというふうにも思いますし、何とか理解をいただけるような努力をしていかかなというふうに思っているところでありますので、執行部のほうでもそこら辺何か話があったときにはちゃんと丁寧にお話していただければと。お金がないのだということだけではなくて、先々考えて、いろいろこういうこともあるしということをお話しいただければなというふうに思ったところです。

るる40分ぐらい今執行部のほうとお話をしましたけれども、最後に町長のほうにこれまでの質疑を踏まえて、町長として今後10年の町のかじ取りというか、特に今話しましたけれども、事業の集中とか削減とか縮充とか、そういう部分も踏まえてで結構ですので、思うところがあればというか、あると思います。そこら辺ちょっとお聞きをしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 本間議員のご質問に答弁させていただきたいと思います。

まずは、1年前倒しで策定されるこちらの計画でございますが、1年前倒しというのはなかなか異例のことだと私も思っております。我が町は去年の水害も併せ、やはり今までのたくさんの課題をまだ背負っていたり、それに加えて新しい課題を背負ったり、今とても厳しい状況にあると私も考えております。先ほどの総務課長の答弁に重なってしまいますが、新規事業の予算要求に当たっては課の中で精査して、新

規事業を立ち上げるときには同じ規模の削減を目指すということや、これまで実施してきた事業についてもこの事業のままでいいのか、それとももう少しやり方を変えたほうがいいのか、もう少し配分、人の配置や行動も併せ、活動的な様々な予算を見るときに、これでいいのかというところを一つ一つ丁寧に考えながらやっていかなくてはいけないと思っております。先ほど本間議員のお言葉の中にありました、なかなか厳しいけれども、諦めないでやっていかなければいけないという言葉のとおりでございまして、今取り組もうとしていることはかなり厳しいことだと思っておりますが、去年の水害はやはり私は、本当に厳しい試練ではありましたが、遊佐町役場の中で職員が一致団結して、プラス議員の皆様の後押し、プラス一番は町民の方たちが遊佐町を何とか災害から復興させようという気持ちが表れて今に至っていると思っております。それを踏まえて、今回のご質問の1年前倒しで策定されるところに焦点を当てていただいたことに本当にありがとうございますし、厳しい状況ではあるけれども、まずは役場として今まで無駄がなかったのかとか、例えばこの事業については結果が出ていたのかとか、検証することから始めて再度構築していくという方向で進んでいきたいと思っております。

また、最後になりますが、本間議員がおっしゃったように、実は町民の方たちにその細かいところまで届いていないところもございますので、一つ一つ町民の方たちにお答えできるような仕組みをつくる。例えば各まち協の方たちが一生懸命各地区で活動してくださっていますので、各まち協の事務局または幹部の方たちともっと連携を密にして、町ではこうやってやっているのだけれどもということで、こちらの考え方を押しつけるのではなく、そちらの事情や、こういうところはもっと違うやり方があるのではないかというところで、固定概念を払拭しながらやっていきたいと思っております。今日は、私からは以上のような答弁にはなりますが、なお引き続き、もし質問などあれば、随時役場のほうにいらっしゃっていただいて職員のほうに質問していただければと思います。一つ一つ質問していただくことがこの町の身となり肉となるというふうに思っておりますので、これからもよろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

議 長（高橋冠治君） 6番、本間知広議員。

6 番（本間知広君） 本当にしっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

あと、まだまだというか、今後10年でありますので、これから町長の考え方、かじ取り、そういうものが非常に重要になってくる場面もあろうかと思います。しっかりと町のかじ取りのほうをお願いをしたいなと改めて思った次第でございます。

あと、今後、まずは昨年の大雨災害の財政的な負担、これを早めに何とか努力をしながら解消しなければならないと。順調に前のようにお金が回るような体制をつくらないといけない。今やっぱり持ち出しが多くて、町債も多くてなかなか大変な時期なのですけれども、ここを何とか乗り越えて、来年度新しい道の駅の整備もありますし、今後、とはいえば道の駅ができたり、高速道路も開通、通るようになれば交流人口も増えますので、そこをやっぱりいいターニングポイントにしていかなければいけないのかなと思っているところであります。チャンスを逃さず、まずは財政の転換をしながら、よりよい政策に動けるような状況に早くなつていけばなというふうに思っているところであります。

ちょっと長くなりましたがけれども、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（高橋冠治君） これにて6番、本間知広議員の一般質問を終わります。

2番、伊原ひとみ議員。

2番（伊原ひとみ君） 本日最後の質問となります。よろしくお願ひしたいと思います。

私は、遊佐町内を移動するための交通手段の現状、課題、今後について質問いたします。令和7年度現在、遊佐町内を移動するための交通手段として、吹浦から遊佐間のJR、各家庭の自家用車のほかに、町で委託、運行しているスクールバス、デマンドタクシー、福祉タクシー券でのタクシー乗車、またまちづくり協議会と社会福祉協議会が連携して行っている月1回の買物送迎支援サービスなどがございます。ほかに介護タクシーや、もちろん民間タクシーも利用できます。

遊佐町の老齢人口割合も2025年で46.7%と推定されています。この数字は減少することなく、年々増加は目に見えています。同時に、交通弱者と呼ばれる移動に困難や不便を感じている人たちへの足となるものが重要かつ必要なものとなってきます。デマンドタクシーにおいては、令和1年度を境に年間利用者が1万人を切っており、令和6年には7,882人であります。運営事業者への委託料は、乗車利用がなくても待機時間も含まれているので、年間一定額の歳出がされております。人口も減少しており、利用者の減少の理由も町でもしっかりと把握していると理解していますが、今後どのような運行、運営をしていくことがベストなのか、町民がどう求めているかの課題を洗い出し、今後考えていく必要があります。もちろん町でもより利用しやすい方法を考え、実践していると思っております。

デマンドタクシー、スクールバス、福祉タクシー券など、まだまだ町民の利用促進のための周知が足りていないと感じています。町としてこの周知、利用をどう図るのか。また、いざれは町内の移動手段に困らないような暮らしやすい町を目指して、何らかの施策を考えておられるならそちらもお聞きしたいと思います。まずはこれらの交通手段の現状と課題、今後の方向性を伺います。

以上で壇上からの私の質問といたします。よろしくお願ひします。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） それでは、本日最後となります2番、伊原ひとみ議員のご質問に答弁させていただきます。

まず初めに、町内での移動手段、交通手段につきましては、議員のご質問内容のとおりであり、複数の移動手段が確保されていると認識しております。民間の路線バスがない本町におきまして、いわゆる交通弱者、移動手段の確保に課題を抱える皆様の主な移動手段となっております産業課産業創造係所管のデマンドタクシーにつきましては、平成20年に県内他自治体と比較して非常に早い段階で町全域をエリアとして導入、運行開始をしており、現状でも県内では利用率は高いほうではありますが、ここ数年は毎年利用者が減少している状況です。減少している理由としましては、利用者がほぼ高齢者であり、いつもご利用いただいている方々が施設に入られたり、転出されたり、お亡くなりになられたりということに加えまして、高齢者の免許保有率が高くなっていること。以前であれば、そもそも免許を持たない高齢者が多かつたと思っておりますが、最近は免許を保有している方が高齢化してきたということも理由の一つにあると考えております。教育委員会総務学事係所管の無料で乗車、利用可能なスクールバスへの一般町民の皆様の利用状況につきましては、朝の便を中心に数名程度の利用はありますが、それほど多くはない状況です。健康福祉課福祉係所管の福祉タクシー券につきましては、ここ数年は利用申込者、利用枚数は減少してい

る状況で、今年度は、8月末時点となりますが、申込者474名、交付枚数で2万852枚となっております。また、総務課危機管理係では、交通事故の未然防止を目的として、運転免許を自主返納した方に対し、タクシーの基本料金相当のタクシー利用券を1人当たり20枚交付しておりますが、令和6年度のタクシー利用券の交付実績は1,320枚で、利用実績は322件、総額18万5,800円でした。近年の免許返納人数は、令和4年度で75人、令和5年度で64人、令和6年度で66人となっております。

議員ご指摘のとおり、本町における高齢化は今後さらに進んでいくことは明らかであります。これに伴い交通弱者の増加が見込まれており、その対応は本町の持続的な地域づくりにおける重要なテーマと捉えています。町としましては、現在の移動支援策を単に維持するのではなく、地域住民のニーズや生活様式の変化を踏まえながら、利便性向上に向けた制度見直しの検討、周知と利用促進の強化、地域支援の充実、移動手段に依存しない町づくりというのも重要な要素になってくると考えております。本町の主たる交通手段でありますデマンドタクシーにつきましては、利用者の減少によりコストパフォーマンスの面で課題があると認識しており、運行方法や運用体制の見直しが必要であると考えておりますし、町の交通手段ということではデマンドタクシーのみならず、福祉タクシー券助成事業、スクールバスの有効活用、民間事業者との連携も含めて広く全体的に検討していく必要があります。今後の地域公共交通の見直し方針を検討するため、今年度、町内における公共交通の現状と課題を整理した上で、本町地域公共交通の見直し方針を検討いただく業務をコンサルタントにお願いし、現在進めています。今年度後半にはその結果も出てまいりますので、その後、関係者の意見なども伺いながらしっかりと検討を進め、体制整備を図っていきたいと考えております。

以上、壇上からの答弁でございます。詳細につきましては、担当所管課長にて答弁いたさせます。よろしくお願い申し上げます。

議 長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2 番（伊原ひとみ君） ご答弁ありがとうございました。では、次からは自席にて質問させていただきます。

まずは、スクールバスについて伺います。こちらは現在、児童生徒の登下校を主な目的としているので、基本朝夕のみの運行と伺っております。ただ、実際朝は早いので、買物や予約している医療機関のための利用には少し使いづらいところもあると思いますが、乗車は全町民どなたでも無料で利用できるという点はメリットであり、ありがたいところです。学生優先のバスという認識ですので、町民利用は多くはないと思っておりますが、ここで町民課長のほうにお尋ねします。先ほどの答弁で1日数名ほどの利用があるというふうにありました。差し支えなければ平均どのくらいか。申し訳ございません。教育課長でした。失礼いたしました。教育課長にお尋ねします。1日数名の利用ということでしたけれども、差し支えなければ平均どのくらいかということと、学生の乗車が多いときは一般の方の乗車をお断りする場合もあるというふうにお聞きしております。実際そのような事例があるのかどうかお聞きいたします。

議 長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

無料で利用できるということで、こちらの人数につきましても乗車数はバス事務室より報告いただいておりまして、12路線あるわけなのですけれども、大体こちら、その路線によって異なりますけれども、ゼ

口名から多くて2名程度の利用があるというようなことで、その日によって乗っている人がいる場合とい  
ない場合などがございます。それから、遊佐高生が利用している路線などにつきましては、毎日コンスタ  
ントに2名程度が上りと、それから帰りに当たる下り線のほうと利用していると、そういった路線もござ  
います。それで、一般的に学生の乗車が多いときは一般の方の乗車をお断りする場合があるというよう  
なこともありますけれども、それにつきましては乗車定員を超えるような大人数の乗車があれば、当然制限  
の人数超えますので、乗車できないというようなところでございまして、実際的にはそういった断るよう  
な事例はないというようにお聞きしております。このスクールバス、無料で利用できるというようなこと  
ですが、時間が限られておりますので、そういった面ではその時間に合う方がうまく自分に合わせて利用  
していただいていると。上りと、それから下校に当たる下りとありますので、それぞれによってまた使う  
人が違っているというようなケースなどが見受けられるというふうに分析しております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2 番（伊原ひとみ君） ありがとうございます。2人ぐらい、もしくは数人という人数がありました。  
それでもやはり、スクールバスを当てにしてというか、頼りにして移動されている方はいらっしゃるとい  
う、それは現実でありますので、本当に助かっている町民はいるのだなというふうに思います。ありがと  
うございます。

また、実際定員を超えるほどの人数が乗車されていないということで、お断りするような事例がないと  
いうこと分かりました。了解しました。ありがとうございます。

では、もう一つ質問いたします。学生と同乗している町民との間で、ルールやマナー的なことでトラブ  
ルとか苦情とか、利用者のほうから町のほうへ何か声は届いているのかどうかお聞きしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 荒木教育課長。

教育委員会教育課長（荒木 茂君） お答えいたします。

特にそういった小中学生と、それから一般の方の中でのトラブルというような事例につきましては、そ  
ういった報告はいただいておりません。ただ、一般の方が乗車する中で、ちょっとバスが、ちょうどバス  
停で一般の方が待っていたのに、見逃して通過してしまったとか、そういった事例などは報告いただいて  
おりまして、こちらのほうといたしましてもそういうことがないように、そういったときがあったときはドライブレコーダーを解析したり、それから報告書を頂いて、それに基づいてちょっと指導したりとか、  
そういったことをしながら、そういったことがないように努めているというような状況でございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2 番（伊原ひとみ君） ありがとうございます。幾つか事例はあったかもしれないけれども、き  
んと対策をしていくということで了解しました。よろしくお願ひしたいと思います。

では次に、教育長のほうにお尋ねしたいと思います。デマンドタクシーは、基本介助はしないとい  
うふうにされております。では、生徒と高齢者がスクールバスに同乗した際、子供たちが高齢者に手を貸すと  
かお手伝いをするというような行為を学校側ではどのようにご指導されているのか。道徳的な教育からす  
れば、手を差し伸べるというのが指導のイメージなのですが、今何せこの世の中です。けがをさせてしま

った際の責任問題とかもあるかと思います。そのようなことも考えて手助けを控えるような指導なのか、その辺りをお伺いしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 土門教育長。

教育長（土門敦君） お答えいたします。

今議員がおっしゃった介助ということにつきましては、専門的な知識や技能が必要であるのではないかと捉えまして、スクールバスの乗車指導ではそのようなことは行ってはいないというふうな現実があります。ただ、乗車ルールの中に、優先席が必要だというふうに思われる人がいた場合は席を譲るというのもあります。そのときに運転手の反対側の一番前の席の2つの席には優先席というベルトが2つ設定されていまして、そこには子供たちは座ることはありませんで、一般の方がそこを中心にその2つの席を利用しているというのも、またこれも日常で見られる光景です。今、道徳的なこととありましたけれども、この德育ということにつきましては、スクールバスに限らず、道徳の授業を核として、学校の教育活動全体を通して育っていくというふうなことに今学校のほうでも取り組んでいただいております。小学校の統合以来、朝バスロータリーで子供たちを出迎えておりますが、子供たち、挨拶はいいですし、何か具合の悪い生徒がいたら、すぐに教えに来てくれます。また、忘れ物をした場合、後ろの席の子が気づいたときに持ってきてくれて、バスを降りてさりげなく手渡してくれる、そんなほほ笑ましい光景も見ることができます。そういうふうにして遊佐町の子供たちはいろんな手助けをしたり、または困っている人に手を差し伸べたりするという、そういうことができる非常に優しさと勇気を兼ね備えた、あるいは持ち合わせた、そういうふうなできる子供が多いなということで大変心強く、また頼もしく思っていますし、一方で学校の先生方には指導を大変ありがたいなというふうに感謝をしております。

以上でございます。

議長（高橋冠治君） 暫時休憩いたします。

（午後4時）

休

憩

議長（高橋冠治君） 休憩を解きます。

（午後4時01分）

議長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2番（伊原ひとみ君） 教育長、ありがとうございます。スクールバスにはバス停まで歩いてこられる方ぐらいしか乗らないので、本当に介助が必要な方というのはなかなか一緒に同乗することは少ないのかなというふうには思います。それでも手を貸す人々、介助するだけでなく、道徳的なことを学校、教育の場できちんと指導されているということをお聞きして安心いたしました。ありがとうございます。これからも子供たちにそういう優しい心を育むようなご指導よろしくお願ひしたいと思います。

では次に、デマンドタクシーについてお伺いします。デマンドタクシーのメリットは、利用できる対象者が全町民であるということと、町内であれば1回500円で利用できることです。私たち免許保持者も利用できるのです。これは、とてもすばらしいと思います。しかし、このことが全町民にしっかりと周知されて

いるかとなると疑問が残るところです。事実私も、恥ずかしい話ですけれども、デマンドタクシーは交通弱者と呼ばれる方々、免許返納された方々が利用する乗り物と解釈しておりました。数少ない聞き取りですが、町民の中にも私のように思っていた方が少なからずおりました。また、500円で乗っているのは知っているけれども、タクシー券を購入しないと乗れないのではと思っている方もおられました。ホームページも見ましたけれども、昨日の時点ですが、平成20年度に通院や買物など町民の皆様の暮らしを支える交通手段として導入されたと記されておりまして、利用できる時間や乗り方などは詳しく出ておりました。ところが、全町民が乗れるということが表示はされておりませんでした。この表示がないと、交通弱者対象のみの乗り物という勘違いが生まれるのではないかというふうに思います。全町民誰でも、スクールバスはもちろん、デマンドタクシーも乗れるということをもう少し広く周知されてはいかがかと思います。

では、産業課長のほうにお尋ねします。デマンドタクシーの周知方法として、ホームページ、チラシ等いろいろあると思いますが、そのほかどのようなことを行っているのか伺いたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

デマンドタクシーの周知方法ということでございますけれども、町のホームページのほか、現状ではということになりますが、広報でのご案内、またデマンドタクシーの利用の中心というふうになっております方々、いわゆる高齢者の方々はほぼ福祉タクシー券の交付を受けているということもありますので、福祉タクシー券の助成券を毎年受けることになりますので、その際にチラシを配布したりということで、あとは年2回、回数券の増量のキャンペーンを行っておりますので、そのときの広報記事というような周知というのが現状というふうになっております。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2 番（伊原ひとみ君） ありがとうございます。もちろん本来は一番利用してほしい方々のために準備している乗り物ですので、そういう方々に周知、利用が一番の目的ではありますが、利用者減少と利用料減収、委託料の増加を考えれば、私たち一般の町民ももう少し利用する策も一考するべきかと考えます。例えばですけれども、午後に会議、研修会がある。そのまま懇親会があるという場合などもよくあります。その際、例えば1時にデマンドタクシーで会場に行って、懇親会の後、夜は家族のお迎えとかタクシーなどで帰るなどという利用の仕方もあるのではないかというふうに考えます。いろんな世代の町民も、ちょっと面倒でも不便でも利用していく工夫も大事かなというふうに思います。このようにみんなでいろんな利用方法を考えていくことを提案したいと思います。

私たちのように今は自分で運転できるからと人ごとのように考えないで、10年後、20年後は返納者になるのです。そのときになってからデマンドタクシーどうやって使うのかとか、使ったことがないから使わないなどとならないように慣れておくことも大事かなというふうに思います。本当に使いたい人が使えることが一番。しかし、利用者を増やす目的も考えれば、一般の町民の利用の促進も必要かと考えます。町では利用者増加のための一般町民の利用促進、何か手立てをお考えかお伺いしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

そもそもデマンドタクシーにつきましては、デマンドタクシーを利用しようとする方はデマンドを利用しなければもう移動できない、自分がそういう状況になったということで初めて町産業課なりデマンドタクシー予約センターにお問合せがあると、それで初めて登録をされるという方が多いのかなというふうに思います。現状同じようなことをしていては、利用者は増えないという議員のご指摘も十分理解ができるところでありますけれども、現在普通に車を乗られている方は、幾ら広報、周知しても全く興味を示さないのではないかというふうに思っております。デマンドタクシー17年目です。それでもまだまだやはり認知がされていないというのは理解はしておりますけれども、そこは自分がやはり利用を検討しないと見ないのかなというふうに個人的にはちょっと思っているところではありますけれども、今後もデマンドタクシー現状のままでは高齢者、先ほど町長答弁でもお答えさせていただいたとおり、高齢者の方々の利用の減少、またやはり免許を保有している高齢者の方がもうほとんど、100%とは言いませんけれども、以前に比べればやはり免許を持って、車を持って、ご自分で運転されるという方が非常に多いと思いますので、そういうところからすれば、今後なかなか利用者は減っていくというふうには思っているところでありますが、現状のところ毎年2回実施しております回数券を増量するというキャンペーン以外、利用促進というところについては特に何も手は打てていないという状況であります。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2番（伊原ひとみ君） ありがとうございます。確かに私たちのような車で移動をふだんしている方は、実際使わないよなというのは現実問題ではあります。そこも課題の一つとして受け止めていくべきかなというふうに思います。

デマンドタクシーには町から委託料として、令和6年、2,743万4,000円、令和7年度、2,744万円計上されております。これは、利用者が多かろうと少なかろうと、運営事業者へ待機時間も含めて支払われる金額だというふうにお聞きしております。ここで1つお伺いします。タクシー利用料1回500円の収入、これはどちらへの収入となるのかお聞きしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

デマンドタクシーの使用料でありますけれども、現金とタクシー利用券等々も一緒に受け付けるわけですけれども、町の一般会計の歳入ということでデマンドタクシー使用料として、令和6年度の決算、皆様のお手元に出ておりますけれども、そこでいうと事項別明細書の5ページのところに13款で使用料及び手数料、商工使用料、交通対策使用料というところに記載がしております。6年度でいうと362万200円というのが収入というふうになっております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2番（伊原ひとみ君） ありがとうございます。後ほどきちんと確認しておきます。362万円ほど収入があったということで、ありがとうございます。町の収入、歳入となるのであれば、なおさら利用者がもう少し増えればいいのかなというふうに、そうすれば町への歳入も増えていくのではないかなというふうに

考えます。ぜひ町と運営事業者が共に利用者を増やす手立てを講じる、何か手立てを考えてほしいと思います。このところをぜひよろしくお願ひしたいと思います。

担当者から頂いた資料の中で私なりにちょっと計算してみました。令和1年、1日平均利用者が42人でした。令和6年、1日平均利用者が32人、若干の誤差があるかもしれません、おおむねこの数字だと思っております。この5年で1日平均利用者が10人ほど減りました。1人往復利用だとすると5人減少しています。1日5人かというふうに思いましたけれども、利用料が年間約120万円ほど違います。委託料の金額から見れば、さほどでもないかなというふうに思うかもしれません、やはり120万円、大きいものだと思います。

また産業課長にお伺いします。令和元年には先ほども申しました年間1万人強、1日平均42人の利用者がおりました。当時も今と同じデマンドタクシー4台の稼働であったとお聞きしております。では、この台数で1日何人ぐらいまで利用が可能なのかお伺いしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

デマンドタクシー運行開始当初から小型タクシー事業者のほうが所有する車をお願いして2台、あとは町が所有するいわゆる10人乗りの、ジャンボタクシーと言っておりますが、2台、計4台で運行をずっとしておるところであります。単純に定員数ぎっしり乗せるというふうには現実的にはなりませんので、例えば小型車であれば1回、荷物もありますので、3人かなと。10人乗りであれば最大で8人かなというふうに単純に計算しますと、1日132人は利用できる計算にはなります。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2番（伊原ひとみ君） ありがとうございます。132人、令和6年度の利用者が32人とすると、まだまだ乗れるということになります。だとすると、やはり利用者を伸ばす策を講じたほうがいいかなというふうに考えます。では、なぜ利用手段を必要とする人が多くいるのに利用しないのか。家族、知人、友人が買物や医療機関に連れて行ってくれる、買物もしててくれる、宅配利用で買物するのでそんなに出かけなくていい、人に迷惑をかけるのが嫌だ、使ったことがないし、予約するのが面倒なので、利用することもおっくうだというふうな理由をお聞きしました。近くに家族や知人、友人がいらっしゃるなら、今は困っていないという、そういう方が多くいるのであれば、それはとても幸せなことだと思います。また、免許返納された方々は、今まで自分の好きなときに好きなところへ行ける便利さを知っているだけに、デマンドタクシー利用の際のちょっとの不便さに気持ちが切替えできないというところがあると思います。今まで便利に過ごしていた分、時間の使い方や行動の仕方を、ゆっくり時間をかけて頭と体の切替えをしていくことも必要になっていくのではないかというふうに思います。では、初めての利用にちゅうちょしている人、おっくうになっている人のために、例えば一回乗ってみる的な体験もいいのではないかというふうに考えます。予約の仕方や乗車のシステム等体験してみれば2回目があるかもしれません。先ほども申しました私たちのような年代の人も、今から利用することも含めて全町民へのアピール、周知、やはり必要です。予約から乗車体験や出前講座など企画して開催することはいかがでしょうか。また、それに関するような企画等あればお聞かせいただきたいと思います。産業課長、よろしくお願ひします。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

ただいまの伊原議員のご提案の内容ということにつきましては、例えば町の生涯学習出前講座とかであれば、メニューには今載せてはいないところでありますけれども、出前講座特製メニューというのがあって、いわゆる何でも頼まれればそれは職員が出向いてということになりますが、どちらかといえば各集落の老友会さんあたりがもし要望があれば幾らでもというふうには思っているところですが、やはり老友会さんからうちの係に来る出前講座の要望は、詐欺の対応とか悪質商法というところが多いようあります、なかなかこれまで広く利用を促進するというところの観点というところでは、やはり少し不足しているというところはあるというふうに思っておりますので、まずやはりデマンドタクシーというものを知つてもらうという今のご提案につきましては非常に大事なことかなというふうに思っておりますので、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2 番（伊原ひとみ君） ありがとうございます。よろしくご検討お願ひしたいと思います。

では次に、ちなみにですけれども、庄内町さんと三川町さんのデマンドタクシーのことも少し聞いてまいりました。庄内町さんは、既存のバス路線をデマンドタクシーが回るということで、運行する日時と乗り降りする場所が決まっている乗合タクシー、バスのタクシー版だそうです。事前に予約が必要で、もしその時間に予約が入っていなければ運行しないというシステムだそうです。料金は、年齢や要件で半額、無料と基準があるということでした。路線もかなり広く、数も多いし、何より酒田市へ行ける路線があるということは魅力でした。行き先は、イオン酒田南と日本海病院等ということでした。これは町で委託、運行しているということです。次に、三川町さんですが、こちらのデマンドタクシーは当町と同じで、事前予約し、家から目的地までの移動が可能な事業で、料金は1回300円だそうです。利用するために事前に登録が必要で、65歳以上の町民と車や運転免許を持っていない方という基準がありました。運行日は平日と土日で、祝日は休みということで、土日が利用できることは魅力だなというふうに思いました。三川町さんは、既成の酒田行き、鶴岡行きの路線バスが存在しているので、近隣の市への移動は当町より簡単に移動できるなというふうに思いました。三川町さんも民間事業者への運営委託しており、委託料を一定額支払いしているので、利用者を増やすことも課題の一つではあると考えておられるようでした。利用人数は遊佐町のほうがかなり多かったようです。三町三様の運営の仕方で事業を実施していると今回とても勉強になりました。デマンドタクシー、全町民が利用できるのは当町の強みであります。やはり当町の利用者を伸ばせるところはまだまだあります。先ほどの答弁の中に地域公共交通の見直し方針の検討をコンサルにお願いしてあるとありました。今年度後半にはその結果が出るということですので、その後、少し具体的な動きがあることを期待したいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

では次に、健康福祉課に関してお伺いします。福祉タクシー券は、協力事業者でしか利用できないものの、この券を利用して、町内はもちろん酒田市まで行くことも可能だというふうに伺っております。1回の使用の上限が4枚まで、プラス自己負担分となります、どうしても酒田へ行かなければならない方々にとってはとても助かる利用券であると思います。こちらの券は、本当に必要とする方が使えていればい

い制度なので、利用を増やすということはあまり目的としていないかもしれません、この制度を知らないまま利用できなかつたということないようにだけ周知をしっかりとお願いしたいと思います。こちらもデマンドタクシー同様、もし体験等の機会があればと考えますけれども、そのような要望があればお応えできるかどうか、健康福祉課長、お伺いしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、福祉タクシー券の目的からしまして、必要な対象者に対して情報が届くということを目的としておりますので、毎年3月に翌年度のご案内を差し上げるのですが、その際には民生児童委員の方々のご協力もいただいておりますし、広報、そしてその年申請いただいた方には個別にご案内もするなどさせていただいているところでございます。なお、体験等の機会があればお応えできるかというところでございますが、今現在のところは考えていないところではございますが、実際タクシーを利用する際は利用者証、そして利用券をお出しするという形になってございますので、要望があった時点でまた検討してまいりたいと思います。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2 番（伊原ひとみ君） ありがとうございます。こちらもデマンドタクシー同様、いろんな検討どうぞよろしくお願いしたいと思います。

次に、福祉関係の交通手段といえば、各まちづくり協議会と社会福祉協議会とで連携して行っている買物支援送迎サービスです。今現在は、高瀬地区は第4火曜日に、西遊佐地区は最終火曜日、稻川地区は第3水曜日に、遊佐地区は最終水曜日にと月1回ずつではありますが、町内の指定の店舗への同行と買物支援を行っています。いろいろ検討も含めてまだ行っていないという地区もありますが、各地区知恵を出し合って行っている事業でした。ボランティアサポート、地区によっては区長さんというところもありましたけれども、彼らが同行し買物を手伝い、荷物の運搬と送迎まで支援してくれるという、利用者にとっては本当に助かると喜ばれている。次の月を楽しみにされている方もいるという声を伺っております。西遊佐地区においては、買物のほかにもおでかけツアーやと称して町内見学の寄り道をしたりと2回ほど開催してみたというお話を伺いました。買物だけでなく、寄り道もまた楽しみになったようでした。各地区とも利用者の伸びはまだ大きくなく、一定数の人の利用が多いという現状でした。こちらも便利でありがたい事業であることの周知が課題であるかもしれません。町の事業で手の回らないところ、支援が難しいところで、各地区のまちづくり協議会と社会福祉協議会とで交通弱者の支援を行ってくれています。まさに公助に頼らず共助に近い形で頑張っておられると思います。これらの買物支援送迎サービスは、乗車料金をいただくといろんな制度の法に触れるなどの縛りがあるということで、無料で行っていると伺っております。

ここで1つお伺いします。町としてこれらの買物支援事業に対しての助成や協力などが、何か支援があるのかお聞きしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

福祉事業は多岐にわたりまして、少し分かりづらい部分もあるかと思いますので、初めに買物支援につきまして生活支援の視点でご説明をさせていただきたいと思います。全国的にも人口減少、少子化、高齢化は予想を超えるスピードで進行し、地域の様々な領域で担い手不足が進行しております。本町の介護保険事業においても超高齢化社会に備えた体制強化をすべく、地域包括ケアシステムの推進、深化への取組を行っております。地域包括ケアシステムの中の一つ、生活支援、介護予防事業では、高齢者やその家族が地域においても安心して日常生活を営むことができるよう、生活支援コーディネーターや生活支援協議会が中心となりまして、サービス提供者と利用者が支える側と支えられる側という画一的な関係に陥ることなく、生きがいづくり、孤立予防、孤食予防などの様々な視点で高齢者の社会参加等を進めながら、世代を超えて地域住民がともに支える地域づくりを進めております。生活支援コーディネーターは平成29年から配置しております、遊佐町社会福祉協議会に委託をしております。現在各地区団体が展開しております買物支援含めて、住民主体のサービスについては生活支援コーディネーターが町の補助制度の情報ですとか関係機関との調整、運営に関する助言等を行って、一律ではなく、議員がおっしゃるとおり、6地区それぞれの実情や特性を生かした生活支援体制を目指していきたいと町としては考えているところでございます。

さて、生活支援送迎サービスについて、町の助成等についてお答えしたいと思います。まず、買物支援送迎サービスは地域貢献としてご協力をいただいております。遊佐厚生会、遊佐社会福祉協議会の車、どちらかの車を利用し自宅まで送迎、町内のスーパーへのお買物にお連れするものでございまして、地域ボランティアが同行する事業でございます。買物支援を含む生活支援、こちらに対する町の補助金は2つございます。1つは町事業の遊佐町地域助け合い事業推進補助金で、支援が必要な高齢者に対する地域における助け合い体制づくりを推進することを目的に、ごみ出しや買物、庭の手入れなど日常の困り事に対する事業、通所型の居場所づくり事業に対して補助を交付しております。内容としましては、事業立ち上げ費用、事業運営経費、移動支援事業運営経費に区分し、上限額を定めておりまして、令和6年度は西遊佐まちづくりの会でまちづくりの会主催の事業に参加するときのための移動支援事業として10万1,000円を交付しております。2つ目はエプロンサービス、メニューの一つとして買物支援が入っておりますけれども、こちらで活用いただいております。介護保険制度による訪問型サービスBに対する補助金がございまして、令和6年度実績で28万円交付をしているところでございます。西遊佐のエプロンサービス、買物同行を含めてでございますが、当初町の地域助け合い事業推進補助金を活用して運営しておりましたけれども、補助金を受領できるのは3年間と縛りがございますので、令和3年度からは介護保険事業の訪問型Bの補助金を活用しての運営となっているところでございます。なお、遊佐と西遊佐、稻川地区につきましては、地域助け合い事業を活用した後、介護保険事業を活用するのではなく、まちづくりセンターでの活動ということを選択されておるようでございますので、現在としては補助金は入っていないところでございます。買物支援送迎サービス、福祉事業としての視点から申し上げますと、物を買うだけでなくて選ぶ楽しみ、地域の方やお店の方との関わり、社会参加という形になろうかと思いますけれども、また孤立化の防止、地域ネットワークづくりにもなっておりまして、参加される方からも大変好評いただいているものでございます。今後も委託しております生活支援コーディネーターと連携をしながら、安心して暮らせる町づくりに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2 番（伊原ひとみ君） ありがとうございます。福祉は奥が深くて本当に難しいのですが、いろんな補助やいろんな支援があるということは理解いたしました。これらをうまく活用しながら、本当に地域の皆さんにうまく還元できるような、支援できるようなことをやっていきたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

また、民間の事業者の方々もそれぞれ努力をされていらっしゃいます。町内のある事業者は、送迎つきで買物ができるよう、何地区か曜日を決めて巡回してくださっているようですし、移動販売車で中山間や集落人口の少ない、買物にも不便であろう集落へ回ってくださる事業者もいらっしゃるというふうにお聞きしました。民間レベルでもこれから買物不安という課題にしっかりと向き合って動き出してくださっていることをとても感謝したいと思っております。

これらの複数ある町内の交通手段、無料のスクールバス、好きな時間に出かけたいときは500円でデマンドタクシー、月1回ですけれども、無料で買物にサポーターが同行してくれて運搬も手伝ってくれるまちづくり協議会等の買物支援送迎サービス、免許返納された方々など、福祉タクシー券などお持ちの方はタクシー券をうまく利用する。ほかにも二次交通対策事業もありましたし、介護タクシー、民間タクシーなどいろいろございました。しかし、これらは全て所管が違うため、各課を回らないと詳しい説明が聞けない。それではきちんと説明してくださるのですが、これは町民ファーストではないなというふうに感じます。説明を受けたい町民は、1か所で全ての説明を聞ける場所が欲しいのです。これらを1つにまとめたような所管を超えた窓口ができるのか。また、1つにまとめたチラシや広報があるのかどうか。なければ実現できるのか。こちらは所管がいろいろありますのであれですが、産業課長にお聞きしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

今議員おっしゃられた、町の今の交通のそれぞれの所管が本当にそれだだというのは現状、長い間、何年もこういう形になっているところであります。町の産業創造係のほうが一応地域公共交通というものの所管にはなっておりますが、現在もホームページに載っているのは、スクールバスとデマンドタクシーしか載っていない状況であります。今のやはり何か1つのものを見て、全てそれに100%盛り込むということにはならないかとは思いますが、やはり町の公共交通ということで全体的に説明をするような内容、ホームページ等であればそんなに時間かからないで取り組めると思いますし、過去には、多分平成25年ですか、ゆざ交通さんが撤退されたときに、町の広報にもこういうものがありますというような全体的なものを広報に載せた、たしか経過はあったはずですが、やはり今広報の紙面は限られていますので、それよりも今おっしゃられたようなところ、できるだけ早くそういう周知していきたいというふうに思いますので、少しお時間いただきたいと思います。どうもありがとうございます。

議 長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2 番（伊原ひとみ君） ありがとうございます。今のお話の中で、そういえば広報のチラシに2面、いろんな交通一覧で書いてあるのがあったなというふうに記憶しております。確かにあれはよかったですとい

うふうに思いました。ぜひそのようになるようによろしくお願ひしたいと思います。せっかくのいろいろな事業、町民のために準備してくださった事業ですので、より分かりやすく、より伝わるような周知、広報お願ひしたいと思います。

町民の声の中に夜の運行もあればと、一般の人ももっと利用するのにという、そういう意見もありました。確かにそうだと思いませんけれども、この件はまだまだこれから課題の一つとして吟味していただけたらなというふうに思います。

では、最後に町長にお伺いします。市町を越えた地域公共交通についてでございます。8月4日に庄内市町村議会議長会において地域公共交通について声明が出され、同日、庄内総合支庁長へ提出されました。中身を抜粋したいのですが、ちょっと時間がないので、ここは割愛します。町でも令和7年度の施政方針について、現行のデマンド交通事業に関するニーズ、実態調査を行うなどして、使いやすく安全な移動手段の確保並びに利便性向上のための仕組みづくりを検討していくと明記しております。町内の交通ももちろん必要かつ重要ですが、酒田市の大きい、または専門的な医療機関への交通手段が絶対必要となるものであります。再びになりますが、三川町は既存路線としてバスがあり、庄内町は町主導で酒田市へのデマンドタクシーを運行しております。当町は、酒田市への移動という点においては大きな課題であります。遊佐町もそう遠くない将来、酒田市への交通手段を何とか願うものであります。財源が一番のネックであることは十分承知しておりますが、やるという前提で目標を持って進める計画も必要と考えます。町長の公約等にもこの問題を掲げられていたかと記憶しております。では、町長、この地域公共交通の将来の展望をどうお考えかお伺いします。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） 伊原議員の建設的な様々なご意見拝聴していました。ありがとうございます。今のご質問に答弁させていただきたいと思います。

本町から酒田市への交通手段は、平成25年に路線バスを運行していた民間事業者の方が撤退して以降、町内地域公共交通の課題の一つだと私も思っております。デマンドタクシーを酒田まで運行するということは、本町及び酒田市の地域公共交通会議での話し合いや、いろいろ調整しなければならないことがございまして、現実的には不可能ではないと考えております。しかしながら、伊原議員もご理解いただいていると思うのですが、私もそのところが一番ネックになると思いますが、財政なのです。そのためには車両やドライバーを増やす必要がありまして、タクシー事業者の方の現状を見ると対応は非常に厳しいと思われます。何より現在の倍ぐらいの予算がかかるということを知ったときに私も愕然といたしました。現在の財政状況から見れば、すぐに取り組むとはならないかとは思っております。ただ、今回コンサルタント、コンサルというものは町が抱える課題を見つけ出し、専門知識やスキルを生かして戦略の立案や解決策の提案をしてくださる専門家ですが、その方にも知恵を借りて、何とかここは取り組んでいかなくてはならないと思い、諦めないで取り組むところでございます。現在本町では、民間タクシー事業者の1事業者が遊佐一酒田間の乗合タクシーを運行しておりますが、例えばそのタクシーがもっと利用しやすい金額で遊佐から酒田、酒田から遊佐へと移動できるような施策も考える必要があると思っております。

最後になりますが、トータル的に考えて両輪で進まなければいけないというのは、これは運転免許を返納するという仮定の中での私たちの議論ですが、今の高齢者の方たちのご様子を拝見するにつけ、よく現

場で私は会話をするのですが、返納することがありきではなく、安全に、先ほど斎藤弥志夫議員の大事な質問の中にも交通安全がございました。私たちも未来そうなるのですが、返納する前に安全に運転して、年配の方が交通事故を起こしやすいとかという固定概念よりも、こちらはちょっと言葉選ばないとなかなか皆様にはご理解いただけないのですが、遊佐町においては小野曾から蕨岡に友達に会いに行くのは、何歳までも元気に運転していたよという理想を持って暮らせる町づくりもしたいと思っています。現実は厳しいのですが、やはりこちらのいろんな課題を抱えながらも、片方では高齢者の方が生き生き生きていくというのは、私たちが今もう一つ考えなくてはいけないところはそこではないかなと少し思いましたので、それも付け加えさせていただいて答弁とさせていただきます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 2番、伊原ひとみ議員。

2 番（伊原ひとみ君） 町長、ありがとうございます。いろいろ課題や問題もありますけれども、やはり諦めずに頑張っていきましょう。よろしくお願いしたいと思います。

長々と話してまいりましたけれども、デマンドタクシーの周知と、一般町民も含めて利用者の増加と促進、複数ある交通手段を1つにまとめた広報の仕方と窓口の必要性、酒田市への一日も早い交通手段の実現を希望するという意見を持って私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議 長（高橋冠治君） これにて2番、伊原ひとみ議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこれにて終了いたします。

明日9月10日午前10時まで散会いたします。

（午後4時40分）